企業や団体等と締結している連携協定の一覧（令和8年7月1日現在） ※公開情報のみ

No.	所管局・区等	所管部署	名称	相手方	概要	具体的な協働（連携・協力）の内容	締結日	備考
1	総合企画局	総合政策室 プロジェクト推進担当	京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用に係る基本協定	共創HUB京都コンソーシアム （大阪ガス都市開発株式会社、京都信用金庫、学校法人龍谷大学）	京都市立芸術大学新キャンパスに隣接する約4，000㎡の市有地において、「SDGsの実現と文化芸術都市・京都の未来を共に創造・発信する交流共創拠点」を整備・運営に関し、協定を締結したもの	本協定の締結の日から、貸付契約の締結の日までにおいて、京都の強みを存分に活かし、多様な人々との出会いや集い、交流を通じて、文化と経済の好循環を実現し、新たな価値を創造・発信し続けるとともに、その効果を京都全体・日本全国・世界へと波及させ、あらゆる社会課題の解決に繋がる場を創出するためのパートナーとする。	令和5年11月30日	
2	総合企画局	総合政策室 プロジェクト推進担当	京都駅西部エリアにおける“鉄道高架空間の活用によるエリア活性化”のための連携協定	西日本旅客鉄道株式会社京滋支社、京都駅ビル開発株式会社、株式会社梅小路ハイライン、株式会社DDグループ、京都リサーチパーク株式会社、株式会社梅小路まちづくりラボ、株式会社京都フィナンシャルグループ、京都信用金庫、京都中央信用金庫、株式会社地域経済活性化支援機構	梅小路短路線高架上店舗の開業を契機として、京都駅西部エリアにおける鉄道高架空間の有効活用を通じて、更なるエリアの活性化を目指す。	（1）クリエイターやスタートアップ等の集積・交流のための 拠点等の整備 （2）エリア内外イノベーション拠点等との連携・交流 （3）エリア情報発信の強化	令和7年3月21日	
3	総合企画局	市長公室広報担当	京都市とLINEヤフー株式会社との包括連携協定書	LINEヤフー株式会社	京都市とLINEヤフー株式会社の相互の連携を強化し、京都市の施策推進等に資するために包括連携協定を締結するもの。	LINEヤフー株式会社及び関連会社の有するサービスや先端技術の情報提供を受け、京都市の施策を実現することで、持続可能でイノベーショナルな都市づくりを目指す。 連携・協力を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。	令和8年3月31日	令和2年12月10日から毎年自動更新を行っていたが、一般財団法人LINEみらい財団が令和8年3月31日をもって解散となることから、改めて同日に2者協定を締結した。
4	総合企画局	市長公室広報担当	京都市とTikTokとの連携協定	TikTok Japan	ショートムービープラットフォーム「TikTok」の発信力を活用し、京都市の魅力の発信及び行政課題の解決に向けた取組を実施するため、両者の協力体制を一層強化する。	相互に合意した以下の事業について協働で取り組むものとする。 （1） 関係人口の創出・拡大、定住・移住の促進 （2） 多様なエリアの魅力発信、観光マナー啓発 （3） 子育ての魅力発信 （4） コンテンツ産業及び伝統産業の振興・発信 （5） 京町家の保全及び継承 （6） その他、「新京都戦略」に掲げる取組等、京都市政の推進に関する事項	令和7年4月9日	
5	総合企画局	市長公室広報担当	京都市とnote株式会社との連携に関する協定書	note株式会社	京都市とnote株式会社が、京都市の魅力発信およびファンづくりの推進を目的として、連携協定を締結するもの。	(1)noteを活用したユーザー生成コンテンツ（UGC）型メディアの構築及び運営に関すること。 (2)AIを用いたnote内コンテンツの分析及びその結果の発信等に関すること。 (3)クリエイターの育成及び発信活動の支援に関すること。 (4)その他、目的を達成するために必要と認める事項。	令和8年3月26日	
6	総合企画局	市長公室広報担当	「京都市生活ガイドブック『暮らしのてびき』」の協働発行に関する協定書	株式会社サイネックス	京都市と株式会社サイネックスが、市民サービスの向上及び地域社会への貢献を図ることを目的に、「京都市生活ガイドブック『暮らしのてびき』」を発行するための協定。	・サイネックスは広告の募集、制作費用の負担、冊子及び電子データでの納品を行う。 ・京都市は行政情報の提供、広告審査及び地域団体への広告掲載の協力要請を行う。 ・京都市は提供した情報に、サイネックスは広告掲載者等に関する責任を負う。	令和6年11月8日	
7	総合企画局	都市経営戦略室	地域活性化起業人制度による派遣に関する協定	株式会社　むじょう 代表取締役　前田　陽汰	総務省の地域活性化企業人制度を活用し、企業から本市への社員の派遣を受け入れ、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら、本市の業務に従事していただくことで、地域活性化を図ることを目的とする。	北部山間地域の振興に資する課題調査並びに解決策の検討に向けた以下の業務を実施予定。 （1）定住・移住の促進及び関係人口の創出に関すること （2）林業をはじめとする産業の振興に関すること （3）都市部との関係性構築に関すること （4）その他、市民の暮らしに関すること	令和8年5月1日	
8	総合企画局	人口戦略室 人口戦略担当	京都市とファイブフォックスグループとの文化力向上包括連携協定	株式会社ファイブフォックス	相互に連携・協力を深め、京都に息づく様々な文化の活用を図ることで、日本全体の文化の振興及び関連産業の活性化に資する。	・京都情報の発信に関すること ・伝統産業との連携による商品開発・販売等に関すること ・京都の歴史的、伝統的な建造物や場所等を活用した企画の実施に関すること ・京の食文化の発信及び普及に関すること ・その他、京都文化の振興に関すること	平成28年9月7日	

9	総合企画局	人口戦略室 京都創生担当	京都市と京都信用金庫との多様な主体の協働による 社会課題・地域課題の解決に向けた連携協定書 －QUESTION活用による地域づくりを目指して－	京都信用金庫	これまで積み重ねてきた協力関係をより一層発展させるとともに、市民、地域自治を担う住民組織、NPO、事業者、大学、寺社、行政機関等、多様な主体が協働して、社会課題・地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう支援することにより、豊かで活力ある地域社会の実現と京都経済の発展に寄与することを目的とする。	あらゆる主体が参加するQUESTIONタウンミーティングの実施を基軸に据え、次に掲げる事項を連携して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。 （1）人々が安心して暮らせるまちづくりの推進に関すること （2）未来に向けて活力ある京都経済の推進に関すること （3）豊かな暮らしを支える文化芸術・スポーツの振興に関すること （4）地域におけるソーシャルマインド及び環境マインドの醸成に関すること （5）人事交流によるイノベーティブ人材の育成に関すること （6）若者や留学生の学びと成長、地域社会の活性化に関すること	令和3年6月23日	
10	総合企画局	人口戦略室 京都創生担当	実践女子大学及び実践女子大学短期大学部と京都市との事業連携・協力に関する協定	実践女子大学・実践女子大学短期大学部	京都創生等に関する事業及び実践女子大学の公開講座等に関する事業を実施するにあたり、連携・協力して相互の人的、知的資源の交流・活用を図り、双方事業の充実・発展に寄与する。	京都創生等に係る情報発信及び活動に関すること 京都創生等及び教育・研究活動に必要となる施設・会場等に関すること 教育・研究活動及び人材育成に関すること	令和元年5月10日	
11	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	京都市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地方創生包括連携協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	京都市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとは、平成19年10月に協定を締結し、市内のセブン-イレブン全店舗を「京都まちなか観光案内」として位置付けるなど、この10年間、観光分野における連携を継続して行っており、協定の締結により、相互の関係を一層強化し、幅広い分野での更なる連携を図る。	・観光振興・文化振興に関すること ・伝統産業の振興に関すること ・外国籍市民の支援に関すること ・子育て支援に関すること ・高齢者・障害者支援に関すること ・環境配慮の取組に関すること ・京都市政の情報発信及び京都の魅力発信に関すること	平成30年3月15日	
12	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	京都市と株式会社京都銀行とのSDGsの推進に関する連携協定書	株式会社京都銀行	京都市及び株式会社京都銀行が積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、SDGsの推進に関する継続的な連携により、地域資源を有効に活用し、地域の持続的な成長・活性化を図る	・SDGsの理念等の浸透に関すること ・SDGsに資する地域経済活性化に関すること ・SDGsの推進に向けた人材育成に関すること ・地球環境への負荷軽減に関すること ・持続可能なまちづくりに関すること ・その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること	令和3年3月30日	
13	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	京都市と京都中央信用金庫とのSDGs及びレジリエント・シティの推進に関する連携協定書	京都中央信用金庫	本市及び京都中央信用金庫が積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、SDGs及びレジリエント・シティの推進に関する継続的な連携により、あらゆる地域社会の課題解決に共同で取り組み、様々な危機に対し、しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる京都の実現を図ることを目的に、協定を締結する。	・SDGs・レジリエンスの理念等の浸透に関すること ・地域経済活性化に関すること ・持続可能なまちづくりに関すること ・市民の安心・安全に関すること ・その他本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること	令和3年6月3日	
14	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	SDGsパートナー宣言	公益社団法人京都青年会議所	「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある地域を実現するため、『SDGs（持続可能な開発目標）』の達成に向けた取り組みをパートナーとして、協働して推進していくことを目的とする。	・SDGsの認知度向上及び取り組みの推進 ・文化芸術・伝統産業の普及・啓発 ・次代を担う子どもたちの育成 ・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進 ・レジリエントなまちづくりの推進	令和3年7月21日	

15	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	京都市と株式会社ローソンとの包括連携に関する協定書	株式会社ローソン	積み重ねてきた協力関係をより発展させ、SDGsの理念の下、様々な社会課題の解決、地域経済の活性化、その他京都市の施策の実現に寄与することを目的とする。	次に掲げる事項を連携して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。 （1）子ども・若者の健全な育成に関すること （2）脱炭素社会の実現に向けた環境配慮に関すること （3）地域産品の振興に関すること （4）観光、文化芸術、スポーツの振興に関すること （5）安心・安全、健康・福祉の向上に関すること （6）その他本協定の目的の実現に資すると認められる事項に関すること	令和3年11月1日	
16	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	テンプル大学ジャパンキャンパスと京都府及び京都市との連携・協力に関する協定書	テンプル大学ジャパンキャンパス（TUJ）、京都府	行政における様々な分野において人的交流・人材育成、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。	・人的交流・人材育成の促進に関すること ・知的・物的資源の相互活用に関すること	令和7年2月14日	
17	総合企画局	国際都市共創推進室 国際都市共創担当	インドとの交流に関する京都市と日本インド文化経済センターとの包括連携協定	特定非営利活動法人 日本インド文化経済センター	人的交流等を通じて、京都をはじめ日本とインド双方の文化・経済を一層発展させるため、包括連携協定を締結。	・京都とインドの文化・経済・教育交流推進に関すること ・京都とインドの友好親善に関すること	令和6年1月18日	
18	総合企画局	国際都市共創推進室国際都市共創担当	京都市と公益財団法人国際文化会館との包括連携に関する協定書	公益財団法人国際文化会館	世界中の人々との交流促進、新たな文化の創造に向けた連携を強化し、国際的な相互理解の深化により世界の平和に寄与するとともに、様々な社会課題の解決、地域経済の活性化、その他京都市の施策の実現に寄与することを目的とする。	・文化の創造・発信に係る連携に関すること ・グローバルに活躍する人材の育成・交流に係る連携に関すること ・歴史的建造物の保存・継承・活用に向けた連携に関すること ・その他本協定の目的の実現に資すると認められる事項に関すること	令和8年4月9日	
19	総合企画局 上下水道局	国際都市共創推進室 大学政策担当 経営戦略室	京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定	学校法人永守学園	山ノ内浄水場跡地活用方針に基づき、相互に協力することにより、事業計画書に示すキャンパスの設置運営の円滑化を図るとともに、市の西部地域はもとより、市全体の活性化に貢献する。	・キャンパスの設置運営等に関すること ・防災協定の締結 ・右京区大学地域連携への参画 ・にぎわいの創出	平成24年8月	
20	総合企画局 上下水道局	国際都市共創推進室 大学政策担当 経営戦略室	京都市山ノ内浄水場跡地における学校法人大和学園及び社会医療法人太秦病院の事業に関する基本協定	学校法人大和学園 社会医療法人太秦病院	山ノ内浄水場跡地活用方針に基づき、相互に協力することにより、事業計画書に示す事業運営の円滑化を図るとともに、市の西部地域はもとより、市全体の活性化に貢献する。	・キャンパスの設置運営等に関すること ・専門職大学院の設置と食文化の振興 ・地域への貢献	平成27年3月	
21	総合企画局	国際都市共創推進室 大学政策担当	京都市と学校法人二本松学院との文化力による地方創生の推進に関する包括連携協定	学校法人 二本松学院	相互に連携・協力を深め、京都に息づく様々な文化力を活かした観光、伝統産業振興等を融合した取組を進めることにより、文化振興・地方創生に資するため、包括連携協定を締結したもの。	・文化財等を保存・活用した観光振興に関すること ・伝統産業振興に関すること ・まちづくり、リノベーションに関すること ・京都の未来の担い手育成に関すること ・地域の安心・安全の推進、地域の活性化に関すること	平成28年11月4日	
22	総合企画局	国際都市共創推進室 大学政策担当	京都市、株式会社学生情報センター及び東急不動産ホールディングス株式会社による大学のまち京都・学生のまち京都における学生生活充実に関する連携協定	株式会社学生情報センター 東急不動産ホールディングス株式会社	本市及び学生情報センターと東急不動産HDは、相互の連携を強化し、大学のまち京都・学生のまち京都において学生を応援し、学生生活の一層の充実を図る。	（1）学生生活に関すること （2）学生のキャリア形成に関すること （3）その他、大学のまち京都・学生のまち京都の推進に資すること	令和3年10月28日	
23	総合企画局	国際都市共創推進室 大学政策担当	京都市と日本たばこ産業株式会社との 「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定書	日本たばこ産業株式会社	本市と日本たばこ産業株式会社は、相互に連携及び協力して取り組むことで、「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進を図り、SDGsの達成に貢献する。	（1）学生の学びと成長に関すること （2）地域の活性化につながること （3）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること	令和3年12月9日	
24	総合企画局	国際都市共創推進室大学政策担当	京都府、京都市及び京都大学との包括連携協定書	京都大学、京都府	世界から京都に多様な人材を呼び込み、次世代に向けた新たな価値や技術を創造し、京都の未来を切り拓くとともに、我が国における行政と大学との連携による国際的な学術都市形成を牽引することを目的とする。	・国内外の高度人材の受入、定着及び育成等に関すること ・世界に向けたディープテック・スタートアップをはじめとする産業の振興に関すること	令和7年3月26日	

25	総合企画局	デジタル化戦略推進室 デジタル化推進担当	DXの推進に向けた生成AIの活用等に関する連携協定	株式会社AVILEN	AVILEN社が提供する生成AIをはじめとするAIソリューションサービスや高度な知見を有効活用することで、京都市におけるDXを推進する。	・生成AIの活用等に関すること ・データ利活用の調査・研究に関すること ・デジタル人材の育成に関すること ・その他、今後両者が協議により必要と認める事項に関すること	令和5年11月14日	
26	総合企画局	デジタル化戦略推進室 情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	光ファイバを利用したインターネットサービスの提供に関する協定	西日本電信電話株式会社　京都支店	本市北部山間地域における移住・定住の促進や産業振興、安心・安全の向上などを図り、地域活性化の契機とするため、対象地域に光ファイバを利用したインターネットサービスを提供する。	必要な設備の整備、維持管理、運用及びサービスの提供	平成28年5月17日	
27	総合企画局	デジタル化戦略推進室 情報統計・データ利活用推進担当	京都市と京都女子大学間のデータサイエンス分野における連携・協力に関する協定書	京都女子大学	京都市と京都女子大学がデータサイエンスの分野において連携・協力し、データ利活用の推進による新たな価値の創出及び地域社会の発展に寄与していくことを目的とする。	次の事項について連携・協力する。 （１）京都市に関連するデータを活用した分析・研究に関する事項 （２）データサイエンス分野における助言、講師派遣等に関する事項 （３）データサイエンス分野における人材育成に関する事項 （４）その他、双方協議のうえ必要と認める事項	令和4年3月28日	
28	行財政局	総務部総務課 ふるさと納税担当	京都市及びREADYFOR株式会社間のふるさと納税型クラウドファンディング推進に関する連携協定書	READYFOR株式会社	ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した事業実施を推進することを通じ、京都における寄付文化の醸成や甲が実施する事業へのより広い層への関心の惹起を図り、もって甲の持続可能な行財政運営に資することを目的とする。	・READYFOR株式会社に対し、CFの活用を検討していない事業を含めて市の幅広い事業についてCFの可能性について相談する。 ・本市からの相談を受け、本市が実施を予定する事業に係るCFの活用可能性に関して助言を行う。	令和4年1月23日	
29	行財政局	資産イノベーション推進室	元京都市立清水小学校跡地活用計画の合意に関する覚書	・NTT都市開発株式会社 ・清水自治会連合会	元京都市立清水小学校跡地におけるNTT都市開発株式会社の事業について合意したことを確認し、パートナーとして、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させる。	・本市、NTT都市開発株式会社、清水自治会連合会の三者による三者協議会の設置・運営 ・協議事項は、 (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること (2) 活用計画の変更、修正等に関すること　等	平成29年7月13日	
30	行財政局	資産イノベーション推進室	元京都市立立誠小学校跡地活用計画の合意に関する覚書	・ヒューリック株式会社 ・立誠自治連合会	元京都市立立誠小学校跡地におけるヒューリック株式会社の事業について合意したことを確認し、パートナーとして、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させる。	・本市、ヒューリック株式会社、立誠自治連合会の三者による三者協議会の設置・運営 ・協議事項は、 (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること (2) 活用計画の変更、修正等に関すること　等	平成29年11月22日	
31	行財政局	資産イノベーション推進室	元京都市立白川小学校（元粟田小学校）跡地活用計画の合意に関する覚書	・三井住友信託銀行株式会社 ・粟田自治連合会	元京都市立白川小学校跡地における住友商事株式会社の事業について合意したことを確認し、パートナーとして、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させる。 ※住友商事株式会社の地位について、令和7年1月31日にて三井住友信託銀行株式会社に継承	・本市、三井住友信託銀行株式会社、粟田自治連合会の三者による三者協議会の設置・運営 ・協議事項は、 (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること (2) 活用計画の変更、修正等に関すること　等	令和7年1月30日	
32	行財政局	資産イノベーション推進室	元京都市立植柳小学校跡地活用計画の合意に関する覚書	・安田不動産株式会社 ・植柳自治連合会	元京都市立植柳小学校跡地における安田不動産株式会社の事業について合意したことを確認し、パートナーとして、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させる。	・本市、安田不動産株式会社、植柳自治連合会の三者による三者協議会の設置・運営 ・協議事項は、 (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること (2) 活用計画の変更、修正等に関すること　等	令和2年4月23日	
33	行財政局	資産イノベーション推進室	元京都市立新道小学校跡地活用計画の合意に関する覚書	・NTT都市開発株式会社 ・新道自治連合会	元京都市立新道小学校跡地におけるエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社の事業について合意したことを確認し、パートナーとして、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させる。	・本市、NTT都市開発株式会社、新道自治連合会の三者による三者協議会の設置・運営 ・協議事項は、 (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること (2) 活用計画の変更、修正等に関すること　等	令和3年9月7日	
34	行財政局	市税事務所法人諸税室	京都市と楽天グループ株式会社との宿泊税の代行徴収に係る協定書	楽天グループ株式会社	楽天グループ株式会社に、特別徴収義務者として、宿泊施設を経営する方に代わり宿泊税を徴収し、京都市に納入してもらうことを目的としている。 京都市宿泊税条例施行時から「楽天ステイ株式会社」を相手方として協定を締結していたが、グループ内の事業再編を受けて相手方を改め協定を再度締結した。	楽天グループ株式会社が運営する民泊・宿泊予約サイト「Rakuten Oyado」及び宿泊施設の在庫供給を行っている国内外の提携済み宿泊予約サイトの利用者から、特別徴収義務者として代行徴収し、京都市に一括して申告・納入してもらう。	令和8年1月1日	

35	文化市民局	文化市民局 地域自治推進室 市民参加・協働支援担当	パブリックコメント普及に関する協定	パブリックコメント普及協会	本市の施策をより一層市民の皆様に広め、参加と協働による市政運営を更に進めるため、パブリックコメントの普及に関する協定をパブリックコメント普及協会と締結する。	・本市は、パブリックコメントの企画及び実施について、普及協会に対してアドバイスや周知の協力を求めることができる。 ・本市は、イベント等に出向いて、その場で意見を記入いただく「対話型パブリックコメント」などについて、普及協会に協力を求めることができる。 ・普及協会は、パブリックコメント制度普及のための活動を実施するに当たり、本市に対して必要な情報の提供、その他の支援を求めることができる。 ・普及協会は、京都市パブリックコメント普及キャラクター「パブコメくん」の使用を、本市に求めることができる。	平成30年12月13日	
36	文化市民局	文化市民局 地域自治推進室 市民参加・協働支援担当	京都市とSlow Innovation株式会社との市民協働イノベーションの推進における連携・協力に関する協定書	Slow Innovation株式会社	京都において、多様な主体の協働による社会課題の新たな解決策を生み出す「市民協働イノベーション」の推進に関して連携・協力し、地域社会の発展に寄与していくことを目的に、次のとおり協定を締結する。	（1）「京都をつなげる30人」の推進を通じて、民間企業、NPOが率先して地域課題 の解決を図る仕組みづくりと実践 （2）「SDGs、レジリエンス」をテーマに、持続可能なまちづくりのコレクティブインパクト（協働による好影響）の創出と実践 （3）京都市職員の協働やファシリテーションの活用の促進と実践 （4）その他、両者が協議により必要と認める事項に関すること	令和元年10月23日	
37	文化市民局	文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	京都市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定	イオン株式会社	イオン株式会社では、これまでから全国の自治体と連携協定を締結し、地域の振興を図る取組を進めており、京都市においても、電子マネーカード（京都・二条城WAON）をはじめ、双方の資源を有効に活用した事業を推進することにより、地域の活性化と一層の市民サービスの向上に取り組む。	・文化芸術の振興に関すること ・文化財等の歴史的資産の保存活用に関すること ・観光の振興に関すること ・伝統産業の振興に関すること ・農産物を含む京都産品の普及、販売促進に関すること ・ICカード等の活用に関すること ・その他、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること	平成24年4月27日	
38	文化市民局	文化芸術企画課	カルチャープレナーの創造活動促進事業等の実施に関する連携協定	三井住友信託銀行株式会社	相互に情報や意見の交換に努め、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、カルチャープレナーの創造活動促進事業の達成に寄与することを目的とする。	・カルチャープレナーの社会的インパクトの見える化に関する知見の共有 ・カルチャープレナーのネットワークの創出 ・持続可能な事業実施に向けた資金獲得策の検討	令和5年6月26日	
39	文化市民局	文化芸術都市推進室 文化財保護課	文化財保護事業及び京町家の保全に関する三者連携協定	（公財）日新電機グループ社会貢献基金 （公財）京都市景観・まちづくりセンター	日新電機株式会社が創立100周年を機に設立した（公財）日新電機グループ社会貢献基金と京都市、（公財）京都市景観・まちづくりセンターで文化財の保存・活用及び京町家の保全に関する連携を図るもの。	（公財）日新電機グループ社会貢献基金の寄付金を原資として、以下に掲げる事業内容に取り組む。 (1) 文化財の維持・保存に関すること。 (2) 文化財の活用に関すること。 (3) 京町家の保全・継承に関すること。 (4) 前3項のPRに関すること。 (5) その他本協定の目的に沿うこと。	平成30年2月5日	
40	文化市民局	文化芸術都市推進室 文化財保護課	文化財の保存修復に関する三者連携協定	（公財）日新電機グループ社会貢献基金 （大）京都市立芸術大学	日新電機株式会社が創立100周年を機に設立した（公財）日新電機グループ社会貢献基金と京都市、（大）京都市立芸術大学で文化財の保存修復及び保存修復に係る人材育成に関する連携を図るもの。	（公財）日新電機グループ社会貢献基金の寄付金を原資として、以下に掲げる事業内容に取り組む。 (1) 保存修復が必要な文化財の調査、仲介に関すること。 (2) 文化財の保存修復に関する人材育成に関すること。 (3) 文化財の保存修復に関すること。 (4) 前項のPRに関すること。 (5) その他本協定の目的に沿うこと。	令和3年6月16日	

41	文化市民局	文化芸術都市推進室 文化財保護課	「京都やきもの円卓会議」に係る連携に関する覚書	（独）国立文化財機構　奈良文化財研究所 （大）京都市立芸術大学	（大）京都市立芸術大学が（独）国立文化財機構　奈良文化財研究所とともに取り組む研究である「京都やきもの円卓会議」について、文化財の保護、大学との連携といった本市施策に合致することから、京都市としても連携を図るもの。	(1) 京都市は、所有する出土遺物を研究資料として提供するほか、考古資料館を研究の拠点として提供する。 (2) 京都市立芸術大学は、研究全体を構想し、議論の場を設定したうえで、研究を推進する。 (3) 奈良文化財研究所は、最新の3D測量技術等を提供する。	令和3年4月1日	
42	文化市民局	文化芸術都市推進室 文化財保護課	京都市及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センターの連携に関する協定	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国際日本文化研究センター	京都市域の歴史文化に関する施策、及び日本文化の国際的・学際的・総合的な研究等の推進に向けた連携を図るもの。	京都市及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センターは、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項について、連携して取り組む。 (1) 歴史・文化の学術・研究に関すること。 (2) 歴史・文化の振興及び地域の活性化に資すること。 (3) 広報に関すること。 (4) 人材育成に関すること。 (5) その他両者が合意し、必要と認めること。	令和7年5月20日	
43	文化市民局	動物園	京都市動物園と京都精華大学との連携協力に関する協定書（包括協定書）	京都精華大学	京都市動物園及び京都精華大学は、京都市動物園における教育及び研究の連携を図り、京都市動物園の発展と京都精華大学の人材育成に寄与することを促進する。	・京都市動物園で飼育する動物の研究 ・京都市動物園における環境教育及び生涯学習に関する事項	平成28年4月12日	
44	文化市民局	動物園	京都市動物園とラオス人民民主共和国天然資源環境省森林資源管理局CITES室との間の日本とラオスの人材交流、環境教育、研究協力に係る覚書	ラオス人民民主共和国天然資源環境省森林資源管理局CITES室	ゾウの繁殖プロジェクトに係る人材交流、共同研究を進める。	・人材交流によるゾウの繁殖プロジェクトの進捗状況の確認、知識・技術等の共有	平成27年7月31日	
45	文化市民局	動物園	MEMORANDUM OF UNDERSTANDING FOR ACADEMIC EXCHANG AND RESEARCH COOPERATION between The Faculty of Forestry、National University of Laos P.D.R. and Kyoto City Zoo、Japan and TheWildlife Research Center、Kyoto University、Japan	・ラオス国立大学林学部 （National University of Laos） ・京都大学野生動物研究センター（The Wildlife Research Center）	ゾウの繁殖プロジェクトと、共同学術交流、教授、研究活動の基礎となる3者間の環境教育に関する協力を行う。 (The three parties establish cooperation on the Elephant Breeding Project and cooperation on enviromental education among the three parties on the basis of joint academic exchange 、teaching、and research activities.)	・科学資料、出版物及び情報の交換 （Exchange of scientific　materials、publications and information） ・教員の交流（Exchange of faculty members） ・学生の交流（Exchange of students） ・共同研究と研究会 （Joint research and meetings for research）	平成26年7月29日 （2014 JuLy 29）	
46	文化市民局	動物園	日本国京都市動物園及びラオス人民民主共和国天然資源・環境省森林資源管理局による「京都市動物園におけるゾウの繁殖プロジェクト」に関する覚書	ラオス人民民主共和国	京都市動物園開園110周年及び日本国・ラオス人民民主共和国外交関係樹立60周年の記念事業として「ゾウの繁殖プロジェクト」を実施する。	・ラオス人民民主共和国政府から日本国京都市動物園にゾウの繁殖プロジェクトを目的として3歳前後の4頭の象（オス1頭、メス3頭）を寄贈する。	平成25年7月12日	

47	文化市民局	動物園	京都市と京都大学との野生動物保全に関する教育及び研究の連携に関する協定書	京都大学	京都大学と京都市動物園が野生動物に関する教育及び研究の連携を図り、野生動物の保全と共生に向けた取組を京都市動物園において行う。	・京都市動物園で飼育する動物の研究 ・京都市動物園における環境教育及び生涯学習に関する事項 ・絶滅危惧野生動物の保全に関する事項	平成20年4月1日	
48	文化市民局	動物園	（公財）山階鳥類研究所との「野生動物に関する研究及び教育普及の連携に関する協定書」の締結	（公財）山階鳥類研究所	京都市動物園を通じて野生動物保全のための「種の保存」と「調査・研究」、「環境教育」を実践する場としての機能充実を図る京都市と、動物、特に鳥類に関する総合的研究を行い、我が国の文化及び科学の発展、生物多様性の維持並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする山階鳥類研究所とが連携し、野生動物の理解、保全、共生に向けた取り組みの連携を図る。	・京都市動物園で飼育する動物の研究に関する事項 ・京都市動物園における環境教育及び生涯学習に関する事項 ・野生動物、特に絶滅危惧種の保全に関する事項 ・京都市動物園及び山階鳥類研究所が有する学術情報、資料及び試料の提供等に関する事項 ・SDGs１７（持続可能な１７の開発目標）に関する事項	平成30年11月12日	
49	文化市民局	動物園	京都市動物園と嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学との教育及び研究に関する協定	嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学	嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学に京都市動物園の「動物園だより」をはじめとする教育普及冊子の製作を依頼することで、人材育成及び事業協力を通じた相互の学術交流を図る。 嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学の学生が園内イベントを企画・実施すること等で、人材育成及び事業協力を通じた相互の学術交流を図る。	(1) 動物園生き物・学び・研究センターとの協同研究の実施 (2) 動物園職員による嵯峨美術大学・同短期大学への授業協力 (3) 京都市動物園広報物デザインへの協力 (4) 動物園において、協定締結記念の公開シンポジウムの実施 (5) 動物園イベント時における企画イベントの実施	令和元年7月10日	
50	文化市民局	動物園	京都市動物園と平安女学院大学との教育及び研究に関する協定	平安女学院大学	平安女学院大学の学生が園内イベントを企画・実施すること等で、人材育成及び事業協力を通じた相互の学術交流を図る。	(1) 人材育成及び事業協力等を通じた相互の文化・観光を中心とした学術交流 (2) 京都市動物園におけるユニバーサルデザインの推進と利用促進に係る企画立案 (3) 国際的な情報発信	令和元年12月9日	
51	文化市民局	元離宮二条城事務所	「世界遺産・二条城MICEプラン」事業の実施に係る協定	株式会社アクティブKEI 他	「世界遺産・二条城MIICEプラン」事業について、事業の企画調整等を行う事業者（コーディネーター）との間で、役割、業務内容等について明確にし、円滑な実施に資することを目的とするもの。	「世界遺産・二条城MICEプラン」事業の企画立案、使用者の募集及び運営調整等を行うコーディネーターの役割、業務内容、事業の経費、事故等への対応等に関すること。	令和4年3月15日	同じ内容の協定をほか16件締結
52	文化市民局	文化市民部 くらし安全推進課	喫煙設備の取り扱いについての覚書	日本たばこ産業株式会社 北関西支社	喫煙者と非喫煙者の共存の観点から、そして周辺の煙草のポイ捨ての減少等、喫煙マナーの改善に効果があることから喫煙場所を設置し、その設備の取り扱いについて覚書を締結する。	・喫煙設備設置の目的に関すること。 ・喫煙設備の引渡しに関すること。 ・喫煙設備の維持・管理に関すること。 ・その他喫煙設備に関する協議事項等。	平成29年3月27日	

53	文化市民局	文化市民部 消費生活総合センター	京都市と京都生活協同組合との 「エシカル消費」普及促進に係る連携に関する協定書	京都生活協同組合	京都市及び京都生活協同組合のそれぞれの立場からエシカル消費の普及を促進する取組について連携・協力し、持続可能な循環型社会の実現や生物多様性の保全等を含む、消費者市民社会の実現を目指すことを目的とする。	(1) エシカル消費の理念等の市民への浸透に関すること (2) 消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進 (3) モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用される暮らしや事業活動等、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組の推進 (4) 生物多様性の保全に向けた支援 (5) その他SDGs(持続可能な開発目標)の達成に寄与する取組として、両者が協議し合意した事項	令和4年1月12日	
54	文化市民局	元離宮二条城事務所	京都市と株式会社京都銀行との遺贈・寄付等への協力に関する協定	株式会社京都銀行	遺贈(遺言による寄付)等の寄付を検討されている方に対し、遺言信託等の専門的な知見を用いた円滑な支援を行うことを目的としている。	(1)京都市は、元離宮二条城へ遺贈等の寄付を希望される方に対して、相談先として株式会社京都銀行を紹介 (2)株式会社京都銀行は、紹介された方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、遺贈・寄付を検討されている方に対し、元離宮二条城を紹介	令和8年3月30日	
55	文化市民局	地域自治推進室 コミュニティデザイン担当	京都市における自治会・町内会の加入促進等に関する協定書	(公社)京都府宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会京都府本部 (公財)日本賃貸住宅管理協会京都府支部 (一社)京都府不動産コンサルティング協会	引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃貸を検討されている方に対して、学区で行われている地域活動の説明や自治会・町内会への加入啓発を行うなど、住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会加入促進等の取組を図る。	自治会・町内会への加入を促進するための情報発信や啓発	平成29年3月12日	
56	文化市民局	地域自治推進室 コミュニティデザイン担当	地域コミュニティ活性化のためのデジタル化推進に関する連携協定を締結	ソフトバンク株式会社	地域コミュニティにおけるスマートフォン等を活用した「新しい地域活動スタイル」の普及・定着に向けて、地域団体のICTツールの導入・活用支援を目的として各区役所・支所や地域の集会所等において、地域団体等を対象とした無料のスマートフォン講座を開催することを通じて、市民の皆さまのデジタルデバイド(情報格差)の解消、地域コミュニティの活性化に取り組む。	自治会・町内会等の地域団体等を対象に、行政施設や地域の集会所等において、スマートフォン講座を延べ200回以上開催	令和3年7月9日	
57	文化市民局	市民スポーツ振興室	京都市と株式会社ワコールとの健康増進及びスポーツ振興に関する連携協定	株式会社ワコール	市民の健康増進及びスポーツ振興に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力する。	市民の健康増進に資する事業、市民のスポーツ振興に資する事業その他市民の健康増進及びスポーツ振興に関することについて、連携・協力する。	令和6年5月22日	
58	文化市民局	市民スポーツ振興室	京都市域内におけるアーバンスポーツ振興に関する三社連携協定	有限会社OVER THMPZ 公益財団法人京都市スポーツ協会	若者を中心に人気のあるアーバンスポーツの普及、振興に取り組み、競技人口の拡充はもとより、京都市域内各所の賑わい創出、市民の健康増進、青少年の健全育成を図ることを目的として締結したもの	○アーバンスポーツの普及、振興に資する事業の企画・運営 ○西京極総合運動公園をはじめとする京都市域内各所におけるアーバンスポーツによる賑わい創出に向けた各種取組 ○アーバンスポーツを通じた市民の健康増進と青少年の健全育成	R6.12.24	

59	文化市民局 教育委員会事務局	①動物園 ②青少年科学センター	京都市動物園・京都府立植物園・京都水族館・京都市青少年科学センター包括交流連携協定	京都府立植物園・京都水族館	交流連携事業実施のため、包括連携協定を締結したもの	・かけがえのない生態系に関する事業連携 ・次世代への京都の自然環境の継承及び体験・啓発 ・幅広い情報発信と職員交流の推進	平成28年3月20日	
60	産業観光局	産業企画室	京都市と公益財団法人産業雇用安定センターとの地域企業・担い手交流促進事業に関する連携協定	公益財団法人産業雇用安定センター	主に大企業在籍者が、一定期間、中小企業に在籍出向することを促進することで、地域企業における担い手不足の解消や担い手の育成を支援するとともに、担い手交流を促進し、企業間連携の強化等を図る。	市：希望企業の開拓、フォローアップなど センター：マッチング、契約支援など	令和元年7月29日	
61	産業観光局	観光MICE推進室	「食」を通じた地域活性化と人材育成に関する包括連携協定	同志社女子大学	京都市と同志社女子大学が相互に連携・協力を深め、人的、知的資源の交流及び活用を図り、それらを通じて、京都市の食に関する施策の充実・発展、同志社女子大学生活科学部における教育・研究の充実・発展に寄与する取組を行う。	（1）京の食文化の普及・発展に関すること （2）市内産食材の魅力向上に関すること （3）大学の教育・研究活動及び人材育成に関すること （4）中央卸売市場活性化・市場流通産品の消費拡大に関すること （5）健康長寿・食育・学校給食にかかる情報発信及び活動に関すること （6）保育所や子ども食堂等における食育活動の調査に関すること （7）その他双方が必要と認めること	令和2年8月26日	
62	産業観光局	中央卸売市場第一市場	京都女子大学との包括連携協定	京都女子大学	京都市中央市場（第一市場）と京都女子大学が、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、市場の活性化、地域の活性化及び学業の向上を図る。	（1）健康増進・食育にかかる情報の発信に関すること （2）市場活性化・市場流通産品の促進に関すること （3）地域活性化に関すること （4）大学の教育活動及び人材育成に関すること （5）その他双方が必要と認めること	平成25年11月5日	
63	産業観光局	中央卸売市場第一市場	平安女学院大学との包括連携協定	平安女学院大学	京都市中央市場（第一市場）と平安女学院大学が、相互に連携・協力を深め、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通じて大学の教育活動の活性化、市場の活性化、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与する。	(1)健康増進・食育にかかる情報発信及び活動に関すること (2)市場活性化・市場流通産品の消費拡大に関すること (3)地域活性化に関すること (4)大学の教育活動及び人材育成に関すること (5)その他双方が必要と認めること	平成27年10月2日	
64	産業観光局	中央卸売市場第一市場	京都府立大学との包括連携協定	京都府立大学	京都市中央市場（第一市場）と京都府立大学が、相互に連携・協力を深め、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通じて大学の教育活動の活性化、市場の活性化、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与すること、さらには市場の取扱量の増加に繋がる取組を行うことを目的とする。	(1)健康増進・食育にかかる情報発信及び活動に関すること (2)市場活性化・市場流通産品の消費拡大に関すること (3)地域活性化に関すること (4)大学の教育・研究活動及び人材育成に関すること (5)その他双方が必要と認めること	平成28年10月6日	
65	産業観光局	中央卸売市場第一市場	学校法人聖母女学院との包括連携協定	学校法人聖母女学院	京都市中央市場（第一市場）と学校法人聖母女学院が、相互に連携・協力を深め、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通じて学校法人聖母女学院所属校の活動の活性化、市場の活性化、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与する。	（1）健康増進・食育にかかる情報発信及び活動に関すること （2）市場活性化・市場流通産品の促進に関すること （3）聖母女学院と第一市場の周辺地域の特徴を活かし、その魅力向上に関すること （4）聖母女学院所属校の教育・保育活動に関すること （5）その他双方が必要と認めること	平成30年4月2日	H26.12.17 京都聖母女学院短期大学と締結 H30.4.2 短期大学閉校に伴い、学校法人と再締結
66	産業観光局	中央卸売市場第一市場 中央卸売市場第二市場	京都ノートルダム女子大学との包括連携協定	京都ノートルダム女子大学	京都市中央市場（第一市場）及び京都市中央食肉市場（第二市場）と京都ノートルダム女子大学が、相互に連携・協力を深め、人的、知的資源の交流及び活用を図り、それらを通じて市場、地域及び大学の活性化に寄与すること、さらには市場の取扱量の増加に繋がる取組を行うことを目的とする。	（1）健康増進・食育にかかる情報発信及び活動に関すること （2）市場活性化・市場流通産品の消費拡大に関すること （3）中央卸売市場第一市場及び第二市場と京都ノートルダム女子大学の周辺地域の特徴を活かし、その魅力向上に関すること （4）大学の教育活動及び人材育成に関すること （5）その他双方が必要と認めること	平成31年1月15日	
67	産業観光局	中央卸売市場第一市場 中央卸売市場第二市場	立命館大学食マネジメント学部との包括連携協定	立命館大学食マネジメント学部	京都市中央市場（第一市場）及び京都市中央食肉市場（第二市場）と立命館大学食マネジメント学部が相互に連携・協力を深め、人的、知的資源の交流及び活用を図り、それらを通じて市場、地域及び大学の活性化に寄与し、SDGsの達成に貢献すること、更には市場の取扱量の増加につながる取組を行うことを目的とする。	（1）健康増進・食の充実・食育に係る情報発信及び活動に関すること （2）市場活性化・市場流通産品の普及に関すること （3）中央卸売市場第一市場及び第二市場及び立命館大学食マネジメント学部の周辺地域の特徴を活かし、その魅力向上に関すること （4）大学の教育・研究活動及び人材育成に関すること （5）その他、必要と認めること	令和4年3月29日	

68	産業観光局	中央卸売市場第二市場	京都大学大学院農学研究科との包括連携協定	京都大学大学院農学研究科	京都市中央食肉市場（第二市場）と京都大学大学院農学研究科が相互に連携・協力を深め、人的、知的資源の交流及び活用を図り、それらを通じて市場、地域及び大学の活性化に寄与することを目的とする。	（1）健康増進・食の充実・食育にかかる情報発信及び活動に関すること （2）「京大紅牛（くれなゐビーフ）」の振興及び市場活性化に関すること （3）地産地消の促進に関すること （4）大学の教育・研究活動及び人材育成に関すること （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること	令和5年3月27日	
69	産業観光局	企業誘致推進室	公的インキュベート施設退去企業支援に関する連携協定	公益財団法人京都高度技術研究所 京都大学「医学領域」産学連携推進機構 京都リサーチパーク株式会社 独立行政法人中小企業基盤整備機構 株式会社日本政策金融公庫	公的インキュベート施設の入居期限を迎えて退去する有望企業等に対して成長支援するため、連携協定を締結したもの	(1) 公的インキュベート施設退去予定企業に対する、京都リサーチパークへの立地促進に関する事項 (2) 公的インキュベート施設を退去し、京都リサーチパークに移転する企業に対する金融支援に関する事項 (3) 公的インキュベート施設を退去し、京都リサーチパークに入居する企業に対する賃料支援に関する事項 (4) 公的インキュベート施設を退去し、京都リサーチパークに入居する企業に対する成長支援に関する事項 (5) その他、有望企業の市内への立地促進等に関する事項	平成21年4月23日	
70	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	科学技術振興に関する連携協定書	京都大学 国立研究開発法人科学技術振興機構	相互に連携・協力して各種の科学技術振興施策を展開することにより、地域の活性化及び産業振興に寄与することを目的として協定を締結したもの。	(1) 地域における研究開発及び技術移転の促進に関する事項 (2) 地域における科学技術振興を支える人材の育成及び交流に関する事項 (3) 地域における産学官連携の推進に関する事項 (4) 地域における前項以外の科学技術振興に関する事項	平成19年8月23日	
71	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市と国立大学法人京都工芸繊維大学との地域の活性化及び産業の振興に係る連携・協力に関する協定書	京都工芸繊維大学	両者が相互に連携・協力を深め、新産業の創出、地域社会の振興及び大学教育・研究の活性化を図り、もって地域社会の発展を図る。	（1）地域における産業の振興に関すること （2）地域資源を活用した新事業・新産業の創出に関すること （3）人材の育成及び交流に関すること （4）地域における産学公の連携に関すること	平成22年9月3日	

72	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室 企業誘致推進室	京都桂新事業創出型事業施設整備事業に関する覚書	（独）中小企業基盤整備機構 京都府	地域の企業が持つ技術力及び京都大学をはじめとする、地域の研究機関が持つ知的財産を活用して、中小企業の新事業展開及び大学発ベンチャーの起業を支援し、新事業の創出を促進することで地域社会への貢献を行うために、締結したもの	（1）事業の協力体制に関すること （推進担当者の設置、大学との連携について　等） （2）本事業施設の整備に関すること （施設整備における土地確保の協力　等） （3）施設入居者への支援に関すること （市の支援制度の活用を促すこと、入居企業に対する賃料等の支援　等）	平成17年11月2日	
73	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」における連携・協力についての覚書	京都大学大学院　医学研究科	イノベーションハブ京都において、新規事業の創成、大学発ベンチャーの起業促進・育成等に係る事業を推進し、地域の医療・健康・福祉・介護分野の産業振興通じて地域の発展を図る	・イノベーションハブ京都に入居する中小企業者に対する賃料等の支援 ・入居者情報、支援制度情報等の共有	平成29年6月30日	
74	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室 企業誘致推進室	京都大学連携型起業家育成施設に関する覚書	（独）中小企業基盤整備機構 京都府	京都大学桂キャンパス等が有する技術シーズ、知見を活用して、大学発ベンチャーの起業及び中小企業等の新事業展開を支援し、新事業の創出を促進することにより、地域社会に貢献するため、締結したもの。	（1）事業の協力体制に関すること （推進担当者の設置、大学との連携について　等） （2）本事業施設の整備に関すること （施設整備における土地確保の協力　等） （3）施設入居者への支援に関すること （市の支援制度の活用を促すこと、入居企業に対する賃料等の支援　等）	平成15年8月22日	
75	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）、BioLabsによる協力覚書	公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）、BioLabs	京都および米国ボストン両地域間のビジネス交流と投資機会の促進を目的とした全関係者間のパートナーシップを強化するため、全関係者間の協力枠組みの確立を目指す。	・各地域のスタートアップを含む地元企業の技術ニーズや技術シーズ、ソリューションなどの情報の共有 ・両地域のスタートアップ企業や関係者間の交流機会の提供 ・両地域の企業活動を支援し、企業間連携を促進	令和1年10月23日	
76	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市とPlug and Play Japan株式会社とのグローバル・スタートアップ・エコシステム形成に関する連携協定書	Plug and Play Japan株式会社	パートナーとして密接な連携及び協力により、それぞれが有するスタートアップ企業の支援機能を相互に活用し、グローバルなスタートアップ・エコシステムの形成を促進することをもって、京都経済の活性化を図ることを目的とする。	（1）起業家の育成及び輩出に関すること （2）スタートアップ企業の創出に関すること （3）スタートアップ企業の成長支援に関すること （4）スタートアップ企業の海外展開に関すること （5）スタートアップ企業の調査、研究、実証実験に関すること （6）海外スタートアップ企業の京都進出に関すること （7）起業家コミュニティの醸成とスタートアップの集積に関すること （8）未来の担い手（学生等）の支援に関すること （9）SDGs（持続可能な開発目標）の取組に関すること （10）その他、スタートアップ・エコシステムの形成に資すること	令和元年7月19日	

77	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市と株式会社フェニクシーとのイノベーション創出に関する連携協定書	株式会社フェニクシー	パートナーとして密接な連携及び協力により、それぞれが有するスタートアップの支援機能を相互に活用したエコシステム形成の促進により、グローバルな社会課題の解決に資するイノベーションを創出し、京都経済の活性化を図ることを目的とする。	（1）イノベーションの創出に関すること （2）産学公連携によるスタートアップ・エコシステム形成に関すること （3）スタートアップ企業の成長支援に関すること （4）イノベーションの調査、研究、実証実験に関すること （5）起業家の育成及び輩出に関すること （6）起業家コミュニティ（異業種連携）の醸成に関すること （7）SDGs（持続可能な開発目標）の取組に関すること （8）その他、本協定の目的達成に資すること	令和元年10月1日	
78	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室 企業誘致推進室	京都新事業創出型事業施設整備事業に関する覚書	（独）中小企業基盤整備機構 京都府	地域の企業が持つ技術力、並びに、京都大学及び京都府立医科大学をはじめとする地域の研究機関が持つ知的資産を活かして、中小企業の新事業展開及び大学発ベンチャーの起業を支援し、新事業の創出を促進することにより、地域社会へ貢献する。	・事業の協力体制に関すること （推進担当者の設置、大学との連携について　等） ・本事業施設の整備に関すること （施設整備における土地確保の協力　等） ・施設入居者への支援に関すること （市の支援制度の活用を促すこと、入居企業に対する賃料等の支援　等）　など	平成16年11月9日	
79	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市スタートアップ支援ファンドを核とした創業・第二創業、ベンチャー企業支援に係る業務連携・協力に関する協定	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都リサーチパーク株式会社 株式会社日本政策金融公庫京都支店国民生活事業	相互に緊密な連携を図 り 、それぞれの資源を有効に活用した協働活動を推進することにより、京都市域における創業支援に取り組み、京都経済の活性化及び雇用創出に寄与する。	（1）業務連携に係る具体的方策に関すること。 （2）地域経済・地域課題に関する情報、企業動向に関すること。 （3）その他連携・協力に係る必要事項に関すること。	平成28年3月29日	
80	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都で革新に挑む中小企業・スタートアップ企業等の情報発信に関する連携協定	京都府 リンクタイズ株式会社（「Forbes JAPAN」運営）	相互連携のもと、革新的な技術・サービスの開発や社会課題解決に挑戦する京都府内の中小企業・スタートアップ企業、イノベーター、起業家等の情報や、各々が実施する各種支援プログラム等の取組を広く発信することにより、地域産業におけるエコシステムの構築やイノベーション創出をより一層促進し、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的とする。	（1）京都府内の事業者やイノベーションの担い手等の情報発信に関すること （2）各々が実施する施策等の発信に関すること （3）その他目的に沿うこと	令和5年7月21日	
81	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市と住友不動産株式会社との多様な人材、スタートアップ、ベンチャーキャピタル等の交流促進に向けた連携協定	住友不動産株式会社	「GROWTH京都河原町」の活用を通じて、密接な連携及び協力により、学生をはじめとする多様な人材、スタートアップと、金融機関、ベンチャーキャピタル、産業支援機関等との交流を促進し、イノベーションを創発することで京都経済の活性化及びスタートアップ・エコシステムの持続的な発展を図る。	（1）スタートアップの成長支援及び首都圏への情報発信に関すること （2）学生起業家の発掘・育成に関すること （3）首都圏等のスタートアップやベンチャーキャピタル、投資家等の京都進出に関すること （4）京都市内における起業家とスタートアップによるコミュニティの形成に関すること （5）スタートアップと、金融機関、ベンチャーキャピタル、産業支援機関、事業会社等との交流促進に関すること （6）甲乙が実施する施策・イベント等の発信に関すること （7）その他、本協定の目的達成に資すること	令和6年3月25日	
82	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	一般財団法人イシダメディカル財団、京都市、公益財団法人京都高度技術研究所とのライフサイエンス分野の研究開発及び人材育成に関する連携協定	公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM） 一般財団法人イシダメディカル財団	医療機器及び看護領域をはじめとするライフサイエンス分野の研究開発及び人材育成の一層の促進を図るため、大学研究者への助成事業等を通じて、当該分野の研究開発・事業化支援及び研究者の人材育成を図り、もって市内の産業振興に寄与することを目的としたもの。	（1）ライフサイエンス分野の研究開発・事業化支援に関すること （2）ライフサイエンス分野の人材育成に関すること （3）前1、2号の情報発信に関すること （4）その他、本協定の目的に沿うこと	令和6年3月31日	
83	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	Tokyo Innovation Baseパートナーに関する協定書	東京都	東京都が実施するTIB事業が、スタートアップ及びその支援者が集い交流するプラットフォームとして効果的に機能を発揮するために、イベントや支援プログラム等を東京都及び京都市が相互に連携して遂行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。	東京都及び京都市は、京都市が有するノウハウ、ネットワーク、フィールド等を活用し、双方合意したスタートアップ支援につながるイベントやプログラム等（「TIBパートナープログラム」）を共同して実施する。	令和6年10月1日	

84	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	「IBM BlueHub プログラム in Kyoto」におけるスタートアップ支援に関する覚書	日本アイ・ビー・エム株式会社	「テクノロジーとイノベーションで京都の未来を創造する」をテーマとする「IBM BlueHubプログラム in Kyoto」(以下、「本プログラム」という。)において、スタートアップを支援することを目的とする。	プログラムに参加するスタートアップに対して、京都市は地域課題に関する情報提供、広報・募集への協力等を実施し、IBMは起業家・投資家の紹介、テクノロジーの実装・利用の支援、実証実験の支援等を実施する。	令和6年11月21日	
85	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室	京都市と株式会社FiTとの連携に関する協定書	株式会FiT	相互連携のもと、地域活性化、地域の健康増進、次世代の京都経済を担う若者のアントレプレナーシップ醸成等に取り組み、社会課題の解決や京都の持続的な発展の実現を図る。	・域活性化に関する取組 ・健康増進に関する取組 ・若者のアントレプレナーシップの醸成に向けた取組 ・その他連携協定の目的に沿うこと	令和8年3月4日	
86	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	京都市と大正大学との首都圏における京都の情報発信を通じた地方創生の推進に関する協定書	大正大学	京都市と大正大学が、連携のもと、首都圏において、京都の文化、観光、産業等の資源をいかした情報の発信を通じて、産業の振興、知識基盤社会の形成、人材育成、まちづくりなどの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地方創生の推進に資する。	・京都の文化、観光、産業等の振興・情報発信に関すること ・学術交流に関すること ・人材育成、生涯学習の推進に関すること ・まちづくりに関すること ・その他京都市と大正大学が協議して必要と認める事項	平成30年11月2日	
87	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	京都市・株式会社KADOKAWAの連携と協力に関する協定書	株式会社KADOKAWA	京都コンテンツの創造等を通じた地域活性化を目的として協定を締結したもの	(1)京都コンテツの創造 、深化、魅力発信に関すること (2)文化振興に関すること (3)観光振興に関すること (4)その他、地域活性化に関すること	平成27年8月21日	
88	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	京都市と大丸京都店との包括連携に関する協定書	(株)大丸松坂屋百貨店	京都の産業及び文化芸術の振興を図り、それらの取組を通じて、SDGsの達成に貢献することを目的とする。	協定の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。 ⑴ 京都の産業振興に関すること ⑵ 文化芸術の振興に関すること ⑶ その他SDGsの達成に貢献すると認められる事項に関すること	令和4年2月21日	
89	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	文化財の保存修復等を通じた京都の伝統産業支援等に関する連携協定	公益財団法人京都伝統産業交流センター 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金	文化財の保存修復等を通じた京都の伝統産業支援及び活性化を図る	⑴ 文化財の保存修復を行う伝統産業事業者の技術継承及び担い手育成に関すること。 ⑵ 前号のPRに関すること。 ⑶ その他本協定の目的に沿うこと。	令和5年11月6日	
90	産業観光局	観光MICE推進室 産業企画室	京都市･株式会社ぐるなび地域活性化包括連携協定	株式会社ぐるなび	相互の緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、京都市の地域活性化に資するため、包括連携協定を締結したもの	(1)京料理や京野菜、清酒の普及促進など食文化の振興に関すること (2)清酒をはじめとする伝統産業製品の普及促進など伝統産業の振興に関すること (3)食に関連したイベント・行事のPRなど観光の振興に関すること (4)その他、地域活性化の促進に関すること	平成26年8月8日	
91	産業観光局	観光MICE推進室	京都市とエクスペディアホールディングス株式会社との地域活性化包括連携協定	エクスペディアホールディングス株式会社	相互に連携・協力を深め、京都市民と観光客の共生に向けた環境を整え、観光の振興、地域経済の活性化を図り、京都市の地域活性化に資するため、包括連携協定を締結したもの	(1)外国人観光客の誘致拡大に関すること (2)京都市の宿泊客数・宿泊日数の増加に向けた取組に関すること (3)京都市の旅館・ホテル等宿泊施設の発展・魅力向上に関すること (4)京都ブランドの発信など、観光振興に関すること (5)その他、地域活性化の促進に関すること	平成29年9月27日	
92	産業観光局	観光MICE推進室	京都市とビザ・ワールドワイド・ジャパンとの地域活性化包括連携協定	ビザ・ワールドワイド・ジャパン	相互に連携・協力を深め、観光の振興、地域経済の活性化を図り、京都市の地域活性化に資するため、包括連携協定を締結したもの	(1)外国人観光客の観光消費拡大に関すること (2)外国人観光客に対する買い物環境の整備に関すること (3)京都ブランドの発信など、観光振興に関すること (4)外国人観光客への伝統産業の振興に関すること (5)その他、地域活性化の促進に関すること	平成27年12月1日	

93	産業観光局	観光MICE推進室	京都市と京都大学との国際学術都市としての魅力向上に関する連携協定	京都大学	相互に連携・協力を深め、観光の振興、地域社会の振興及び大学教育・研究の活性化を図り、もって地域社会の発展を図るため、連携協定を締結したもの	（1）国際学会・国際会議の誘致及び開催促進に関すること （2）海外での留学生誘致の連携プロモーションに関すること （3）観光分野の人材育成に関すること （4）卒業生の京都観光支援に関すること	平成27年8月6日	
94	産業観光局	観光MICE推進室	京都市と学校法人大和学園との「食」を通じた地域活性化、観光振興及び 文化振興に関する包括連携協定	学校法人　大和学園	相互に連携・協力を深め、人的、知的資源の交流及び活用を図り、市内の食に関する施策の充実・発展、本学園における教育・研究その他の事業活動の充実・発展に寄与する取組を行い、SDGsの目標達成に貢献することを目的とする。	目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行う。 （1）京の食文化及び食に関係する生活文化（茶道、華道等）の普及・発展並びに人材育成に関すること （2）中央卸売市場流通産品の消費拡大及び市内産食材の利用拡大に関すること （3）京の食文化を活用した観光振興及び商品開発に関すること （4）健康長寿・食育の推進に係る活動に関すること （5）食品ロスの削減の推進に係る活動に関すること （6）その他双方が必要と認めること	令和4年2月16日	
95	産業観光局	観光MICE推進室	京都市認定通訳ガイド制度の実施に関する覚書	京都産業大学 京都市観光協会	京都市認定通訳ガイド制度の実施にあたり、相互に連携・協力することにより、京都文化への正しい理解をもった人材を育成することを目的として締結したもの。	（1）専門研修の円滑な実施に関する事項 （2）学生の京都市認定通訳ガイドの資格取得に関する事項 （3）その他、京都市認定通訳ガイド制度に必要な事項	平成30年4月1日	
96	産業観光局	観光MICE推進室	京都市と銀聯国際日本支社との地域活性化包括連携協定	銀聯国際日本支社	相互の連携を強化し、京都市の持続可能な観光の実現や地域活性化の一層の推進を図るため、包括連携協定を締結したもの	（1）観光情報の発信や京都観光モラル・マナー啓発など、持続可能な観光の実現に関すること （2）伝統産業の魅力発信や伝統産業品の販売など伝統産業の振興に関すること （3）観光客の消費喚起につながるキャンペーンの実施など観光消費拡大に関すること□ （4）その他、持続可能な観光の実現や地域活性化の推進に関すること	令和6年1月11日	
97	上下水道局 産業観光局	総務部総務課 観光MICE推進室	琵琶湖疏水沿線の魅力創造事業に関する覚書	琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会 大津市	琵琶湖疏水通船事業を中心とした疏水沿線の魅力向上の取組に当たり、相互に連携することを確認するとともに、それぞれの役割分担、費用負担等を定めるもの	・琵琶湖疏水沿線の魅力創造・発信に関すること ・通船事業の実施に関すること	平成29年10月31日	
98	産業観光局	農林振興室	「園芸作物有用潜在形質の顕在化とその利用に関する研究－地域の活性化に向けて－」に関する協定	京都先端科学大学	京都市開発野菜種子配布センターにおいて、本研究を通じて新たな園芸作物を開発するとともに、それらを活用した京都市における将来の産地育成の観点から、栽培技術の確立を目指す。	・新たな園芸作物の開発・普及に関する実証研究に関すること。 ・教育的観点から研究結果を利用すること。	当初：平成22年7月1日 最新：令和元年10月1日	
99	産業観光局	農林振興室	新たな園芸作物の開発と普及に関する協定	国立大学法人京都大学大学院農学研究科附属農場	新たな園芸作物を開発するとともに、それらを活用した京都市における将来の産地育成の観点から、普及を進める園芸品目に係る課題解決に取り組み、栽培技術と生産から販売までの一貫した体制の確立を目指す。	・新たな園芸作物の開発・普及に関する実証研究に関すること。 ・普及を進める園芸作物の課題解決に関すること。	当初：平成26年4月1日 最新：平成29年12月26日	
100	産業観光局	農林振興室	「JA京都市版GAP」の運用に関する協定	京都市農業協同組合（JA京都市）	JA京都市が行うJA京都市版GAPに対し、本市と連携することで、制度が円滑・適正に運用され、GAPの取組が普及拡大することを目指す。	・JA京都市と連携した現地調査・確認業務の実施 ・JA京都市版GAPの周知・啓発	当初：平成30年11月6日 最新：令和4年4月1日	
101	産業観光局	農林振興室	新京野菜「京の黄真珠」の普及促進に関する協定	株式会社ギャバン 京の黄真珠生産組合	新京野菜「京の黄真珠」に関し、生産から販売までの一連の過程で農福連携の取組みなどの積極的な活用により、農家の所得向上や障害のある方の就労機会の提供に繋がる取組みなどを支援する。	・新京野菜のブランド発信と農家所得の向上 ・障害のある方への就労機会の提供による農福連携の推進 ・京都市、株式会社ギャバン、京の黄真珠生産組合との連携による販売促進	令和元年6月24日	

102	産業観光局	農林振興室	建築物等における北山杉の利用促進協定	株式会社内田洋行、菊池建設株式会社、ナイス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、京都北山丸太生産協同組合、京北銘木生産協同組合	協定締結者の「建築物等における北山杉の利用促進構想」について、相互に情報や意見の交換に努め、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、構想の達成に寄与することを目的とし、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結したもの	・北山杉の魅力向上に資する可能性のある事業において、北山杉の利用を積極的に検討、又は利用するよう努めること。 ・北山杉の利用促進に向けた魅力発信や普及啓発、北山杉の新用途の開拓や新製品の研究開発、北山杉の生産地の確保等のための商事信託等の方策の検討等に取り組むこと。 ・利活用者の建築物等の整備に備えて北山杉の供給体制を整え、求められる品質や量の供給を適時に行うよう努めること。 ・技術的助言や補助制度等の情報提供、取組の広報等を通じて、積極的に支援すること。 ・木の文化推進に関する政策等の情報提供等を行うこと。	令和4年8月23日	
103	産業観光局	農林振興室	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る協定	京の川の恵みを活かす会	京都の海と川を守り育む地域協議会が策定した地域活動指針に基づき、河川環境や生態系の維持・回復等、水産業が持つ多面的機能の発揮に資する活動を円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。	・会が実施する活動の支援 ・会への情報提供	当初：令和7年5月1日 最新：令和8年7月1日	
104	産業観光局	農林振興室	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る協定	上桂川をつなぐ会	京都の海と川を守り育む地域協議会が策定した地域活動指針に基づき、河川環境や生態系の維持・回復等、水産業が持つ多面的機能の発揮に資する活動を円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。	・会が実施する活動の支援 ・会への情報提供	当初：令和7年5月1日 最新：令和8年2月27日	
105	環境政策局	環境企画部環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	株式会社GSユアサ きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	⑴ 株式会社GSユアサ 保全活動に必要な資金の提供に関すること ⑵ きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること ⑶ 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	・木津川市鹿背山における里地里山の保全活動への支援 ・鴨川をはじめとした淀川流域におけるアユ等の保全活動への支援	令和7年8月22日	
106	環境政策局	環境企画部環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	エムケイホールディングス株式会社 きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	⑴ エムケイホールディングス株式会社 保全活動に必要な資金の提供に関すること ⑵ きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること ⑶ 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	・宝が池の森の保全・再生に向けて、宝が池公園内の「野鳥の森」における鹿の食害対策 ・生物多様性保全に係る啓発活動	令和8年6月16日	
107	環境政策局	地球温暖化対策室	「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」の推進における連携に関する協定書	大学共同利用機関法人　人間文化研究機構総合地球環境学研究所 一般社団法人　イクレイ日本 公益財団法人　京都市環境保全活動推進協会	「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」の宣言主体である4団体が、各団体の強みを活かし、互いに連携して取組を進めることにより、パリ協定の掲げる今世紀後半の脱炭素化に資する環境に調和した持続可能な都市文明の構築を実現していくもの	・市民及び事業者への「京都宣言」の理念の普及及び更なる地球温暖化対策の実践に係る機運の醸成に関すること ・地球温暖化対策に関する施策の企画、立案及び実施に関すること ・地球温暖化対策に関する研究・調査に関すること ・「京都宣言」の理念の全世界への普及に関すること ・その他前条の目的を達成するために必要なこと	平成30年6月11日	
108	環境政策局	地球温暖化対策室	京都府及び京都市と総合地球環境学研究所との地球温暖化対策及び地球環境研究の推進に向けた包括連携協定	京都府 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所	2050年までの脱炭素社会の構築及び持続可能で豊かな京都の実現に寄与することを目的とし、相互の連携を強化し、取組の一層の促進を図る。	・地球温暖化防止に向けた取組の推進 ・気候変動影響への適応の推進 ・環境学習や脱炭素社会の構築を支える担い手の育成 ・取組の国内外への発信　等	令和3年4月23日	
109	環境政策局	地球温暖化対策室	京都気候変動適応センターの設置に関する協定	京都府 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所	地球温暖化対策及び地球環境研究の推進に向けた包括連携協定のもと、「京都気候変動適応センター」を総合地球環境学研究所に設置し、京都における気候変動適応に資する取組を促進する。	・気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び気候変動影響の予測・評価 ・大学や他の研究機関と連携した京都における気候変動影響及び気候変動適応に関する最新の知見の集約 ・気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の発信、府民や事業者への普及啓発 ・気候変動適応策の自立的な普及に向けた適応ビジネスの創出の支援　等	令和3年7月14日	
110	環境政策局	地球温暖化対策室	ローム株式会社と京都市による脱炭素社会の構築に向けた連携協定	ローム株式会社	2050年までにCO2排出量正味ゼロとなる脱炭素社会の構築に関する継続的な連携により、SDGsのターゲットに掲げられる世界的な課題である気候変動問題の解決に寄与することをも目的とする。	・脱炭素に関すること ・生物多様性に関すること ・地域のレジリエンスの向上に関すること ・その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること	令和4年6月30日	

111	環境政策局	地球温暖化対策室	京都広域再エネグリッド構築に関する連携協定	TERA Energy株式会社	脱炭素先行地域における電力需要家（以下「需要家」という。）に対して、安定的に再エネ１００％電力を供給するとともに、同地域内全体での再エネ自家消費を最大化することで、２０３０年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量正味ゼロの実現と地域コミュニティの活性化に資する事業を実施することを目的とする。	目的を実現するため、それぞれの権限、業務、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事項を相互に連携して実施するものとする。 （1）㋑安定的な再エネ100％電力プラン実現のための取組 （2）㋺）を目的とするオンサイト及びオフサイトの再エネ電源の開発支援 （3）㋩炭素先行地域全体での再エネ自家消費最大化に資する取組 （4）㋥社等の文化遺産や商店街を核とする地域コミュニティの活性化に資する取組	令和5年3月8日	
112	環境政策局	地球温暖化対策室	京都市と三菱自動車工業株式会社とのカーボンニュートラル社会の実現に向けた連携協定書	三菱自動車工業株式会社	京都市及び三菱自動車工業株式会社が積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、継続的な連携により、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するを目的とする。	(1) 地域のカーボンニュートラル社会の実現に関すること (2) 電動車両の普及に関すること (3) 電動車両が脱炭素化や災害の備えに有用であることの理解醸成 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、前条の目的の達成に資するものであって双方が合意すること	令和5年11月30日	
113	環境政策局	地球温暖化対策室	持続可能な社会の実現に向けた取組推進に係る包括連携協定	関西電力株式会社	京都市と関西電力株式会社が持続可能な社会の実現に向けた社会的責務を果たすとともに、京都市の脱炭素等に係る取組の円滑な推進に資することを目的として、相互の緊密な連携や協力を確認するもの。	(1) 市有施設における脱炭素に向けた調査・研究に関する事項 (2) 市内の太陽光発電等再生可能エネルギーの導入拡大に向けた調査・研究に関する事項 (3)市内の電動車の導入等エネルギー需要の脱炭素化に向けた調査・研究に関する事項 (4)市内のエネルギーマネジメントに係る調査・研究に関する事項 (5)上記に掲げるもののほか、相互に連携協力を行うことが必要と認められる事項	令和8年3月31日	
114	環境政策局	環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金 きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	(1) 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金 海や川、里地里山等を対象とした保全活動に必要な資金や資材、人材、技術等の支援に関すること (2) きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること (3) 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	京丹後市の「琴引浜」における保全活動を支援	令和5年10月4日	
115	環境政策局	環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	株式会社京都環境保全公社 きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	(1) 株式会社京都環境保全公社 保全活動に必要な資金や資材、人材、技術等の支援に関すること。また社有地等における緑地保全活動の推進や環境教育に関すること。再生可能エネルギー導入に関すること (2) きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること (3) 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	左京区におけるチマキザサ再生に向けた防鹿柵内の生育環境整備等に取り組みます。また、京丹波町における生物多様性等に関する保全活動に取り組みます。	令和6年5月14日	
116	環境政策局	環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	京都中央信用金庫 きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	(1) 京都中央信用金庫 保全活動に必要な資金や資材、人材、技術等の支援に関すること (2) きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること (3) 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	・鴨川流域の生物多様性の保全活動（河川の美化、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物（植物）の駆除活動）等の支援 ・きょうと生物多様性センターによる生物多様性情報のデータベース化等への支援	令和7年1月16日	
117	環境政策局	環境保全創造課	きょうと生物多様性パートナーシップ協定書	株式会社ティー・エム・ティー きょうと生物多様性センター運営協議会 京都府	(1) 株式会社ティー・エム・ティー 保全活動に必要な資金や資材、人材、技術等の支援に関すること (2) きょうと生物多様性センター運営協議会 保全事業や助言、指導、技術的支援の実施に関すること (3) 京都市及び京都府 取組に係る連絡調整や広報に関すること	・子どもを対象とした自然観察会等を実施する団体の支援 ・オオハンゴンソウ等の特定外来生物の駆除活動の支援	令和7年4月14日	
118	環境政策局	循環型社会推進部 まち美化推進課	株式会社木下カンセー及び京都市のスマートごみ箱を活用したまちの美化及び環境、文化、観光施策等の推進に関する協定書	株式会社木下カンセー	株式会社木下カンセーと本市が相互に緊密な連携を図り、スマートごみ箱の活用による観光地等におけるごみ対策に取り組み、もってSDGsの推進に寄与するとともに、環境先進都市及び文化観光都市としての施策等の推進を図ることを目的とする。	（1）令和４年度から10年間、スマートごみ箱の寄付を受ける。 （2）スマートごみ箱を活用し、本市は、以下の事項に取り組む。 ・観光地等におけるごみ対策に関すること。 ・ごみの収集及び運搬の効率化に関すること。 ・環境、文化、観光その他の啓発等に関すること。	令和4年12月22日	

119	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （減量企画）	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定	イオン株式会社(現：イオンリテール株式会社)他	循環型社会の構築の観点から、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会が連携して、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進することを目的とする。	・レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進すること	当初：平成19年1月10日 最新：平成29年3月29日	同じ内容の協定をほか32件締結
120	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （資源循環企画）	京都マラソンにおけるリサイクル資源を活用した優勝メダル制作に関する協定	・京都マラソン実行委員会 ・地方独立行政法人京都市産業技術研究所 ・株式会社アステック入江	環境先進都市・京都が全国にリードする先進的な取組として、資源の有効利用及び循環型社会の形成を目指し、京都市内で排出された使用済小型家電から回収した「金」を100%使用した、京都マラソン優勝メダルの制作事業について、連携して取り組むことを目的とする。	・使用済小型電子機器等からの金の抽出に関すること ・メダルの意匠制作及び本体製造に関すること ・周知啓発に関すること ・めっき加工技術の開発及びメダルのめっき加工に関すること ・使用済小型電子機器等の処理・再資源化に関すること	平成29年2月10日	
121	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （資源循環企画）	小型家電リサイクル資源を活用した祇園祭山鉾の金工品修復等に関する協定	・公益財団法人祇園祭山鉾連合会 ・地方独立行政法人京都市産業技術研究所 ・株式会社アステック入江	環境先進都市・京都が全国にリードする先進的な取組として、資源の有効利用及び循環型社会の形成を目指し、京都市内で排出された使用済小型家電から回収した「金」を活用した、祇園祭山鉾の金工品修復等事業について、連携して取り組むことを目的とする。	・使用済小型電子機器等からの金の抽出に関すること ・祇園祭山鉾の活用先の検討に関すること ・周知啓発に関すること ・金の使用や加工に関する全般的な技術協力を行うこと ・使用済小型電子機器等の処理・再資源化に関すること	平成30年2月8日	
122	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （減量企画）	マイボトル等で利用できる給水スポットの拡大に関する連携協定	ウォータースタンド株式会社	ペットボトルなど使い捨てプラスチック製品等の使用抑制のため、市内の公共・民間施設を問わず、様々な施設へ水道直結式の給水機を設置し、マイボトルの更なる利用を促進することを目的とする。	・市内の公共・民間施設を問わず、様々な施設へ水道直結式の給水機を設置	令和2年1月16日	
123	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 ~~(2R)~~（事ごみ）	食品ロス削減に資する取組の連携に関する協定	株式会社Mizkan Holdings（ミツカンホールディングス）	ミツカンと本市が連携し、市内で発生する食品ロスを削減するため、市民に意識や行動を変えていただくための取組を実施することを通じて、食品ロスを発生させない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。	・京野菜をはじめとした京都の食文化の普及啓発の観点を取り入れ、食品ロスの削減に資する周知啓発の取組を連携して実施	令和2年8月3日	
124	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （資源循環企画）	使用済小型家電のモデル回収の実施に関する協定	リネットジャパン株式会社	小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電の宅配便による回収・リサイクルをモデル的に実施する。	・使用済小型家電の宅配回収事業について、市民への広報を行う。 ・市民から宅配による使用済小型家電の回収を行うとともに、回収状況のデータを共有する。	平成26年9月24日	
125	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （事ごみ）	京都市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書	株式会社ジモティー	京都市内のリユース活動（リユース品を積極的に活用する活動をいう。）を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。	京都こごみネット、本市ホームページの大型ごみ、持込ごみページにおいて、無料アプリ「ジモティー」を紹介するなど、ごみとして排出される前にリユースへの誘導を図る	令和4年12月9日	
126	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （事ごみ）	京都市と株式会社マーケットエンタープライズとのリユースの促進に向けた連携と協力に関する協定書	株式会社マーケットエンタープライズ	京都市内のリユースを促進することで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資することを目的とする。	京都こごみネット、本市ホームページの大型ごみ、持込ごみページ等において、直接不要品の見積もりから売却までができる「おいくら」の情報を掲載し、ごみとして排出される前にリユースへの誘導を図る。	令和5年7月27日	
127	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課 （事ごみ）	京都市と株式会社コークッキングとの食品ロス削減に向けた連携協定書	株式会社コークッキング	京都市内の食品小売店等の食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。	・食品ロス削減に資するフードシェアリングサービス「TABETE」の普及促進を目的に、広報・啓発を実施。	令和7年8月8日	
128	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者雇用促進に係る環境づくりに関する協定	京都府、オムロン京都太陽株式会社	相互の密接な連携及び協働により、障害者雇用の促進のための環境づくりを推進することを目的とする。	・特別支援学校及び総合支援学校の生徒などの企業実習に対する連携・協働 ・障害者雇用現場における実践指導体験の実施などの企業支援に対する連携・協働 ・障害者雇用促進に係る環境づくりに資する事業に対する連携・協働　等	平成28年12月19日	
129	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある作家による芸術作品の販売促進等に係る協定書	特定非営利活動法人障碍者芸術推進研究機構	障害のある作家による作品や著作物を利用した商品の販売、また、著作権の利用を促進するとともに、それらの価値向上に向けたマーケティング等の取組を通じて、作家の経済的な自立・向上及び制作活動の持続化に取り組む	市が保有する障害者アート作品のデジタルデータを活用し、相手方が作品販売、著作物を利用した商品の開発及び販売、著作権の二次的な利用を行うもの	令和4年4月1日	

130	保健福祉局	障害保健福祉推進室	抗原検査を用いた頻回自己検査によるクラスター抑制に対する実証研究の共同推進に関する協定書	東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合（非営利共益法人）及び医療法人財団足立病院	抗原検査を用いた頻回自己検査によるクラスター抑制に対する実証研究の共同推進	抗原検査を用いた頻回自己検査によるクラスター抑制に対する実証研究	令和3年5月13日	
131	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	健康長寿のまち・京都の推進に関する京都市と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	健康長寿のまち・京都の実現に向け、大塚製薬株式会社と更なる連携を図るため、幅広い分野に係る連携協定を締結したもの。	・「健康長寿のまち・京都推進プロジェクト」の推進に関すること ・熱中症予防に関する取組の推進に関すること ・「食」を通じた健康づくりの推進に関すること ・「スポーツ」を通じた健康増進・体力向上に関すること ・災害対策に関すること ・その他市民の健康増進、健康寿命の延伸に関すること	平成29年6月23日	
132	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	「きょうと健康長寿日本一プラン」及び「京都市民健康づくりプラン」に基づくがん検診受診率向上のための共同取組に関する協定	京都府、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、東京海上日動火災保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社	「きょうと健康長寿日本一プラン」及び「京都市民健康づくりプラン」に基づき、がん検診の受診率向上に向けた取組を共同で進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進に資する。	・本市がん検診を案内する冊子「がん検診ガイド」の配架	平成21年9月11日	
133	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	アフラック生命保険株式会社	相互に連携及び協力を行い、がん対策推進に関する取組を通じて、相互の利益に資するとともに、がんの早期発見による市民の健康的な生活の実現を図る。	・本市がん検診を案内する冊子「がん検診ガイド」の配架 ・同啓発資材を営業等で配布	平成23年3月24日	
134	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定	京都府、京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会	行政と生活衛生業を営む事業者団体の連携のもと、改正後の健康増進法等に基づき、多数の方が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組を共同で進め、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを推進し、受動喫煙が及ぼす健康への影響から人々の健康を守る。	利用者が施設利用の際に正しい選択ができるよう店舗表示等標識が適切に掲示されるよう推進していく。	平成30年12月20日	
135	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	「京都市みまもりあいプロジェクト」に関する協定	一般社団法人セーフティネットリンケージ	「みまもりあいアプリ」及び「みまもりあいステッカー」を活用することにより、高齢者等の見守りに係る協力機関（以下「協力機関」という。）及び市民による行方不明となった認知症の人の早期発見、連絡及び保護につなげるよう取り組むもの。	・みまもりあいアプリの普及・啓発及び利用促進に努める。 ・行方不明になるおそれがある京都市内に住所を有する認知症の人の家族等のうち、申請があった者に対し、ステッカーを支給し、早期の発見・連絡・保護につながるように努める。 ・みまもりあいアプリの「捜索支援機能」を市民が無償で利用できるよう提供し、円滑な運営を行うとともに、より効果的なサービス内容となるよう甲及び利用者等の意見を聴取し、アプリの改善に努める。	令和7年6月20日	
136	保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	京都市と株式会社チャーム・ケア・コーポレーションとの連携協力によるヤングケアラー等支援に係る実証事業の実施に関する協定	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	株式会社チャーム・ケア・コーポレーションが運営する施設（京都府内12施設）において、京都市から紹介があったヤングケアラー・若者ケアラー等への支援を行うもの。	・ケアラーの息抜き等のために、同社運営ホームの部屋と食事を無料で提供する「レスパイト支援」 ・家族のケアにより就労が困難な状況にあるケアラー、元ケアラーに対し、就労訓練の機会を提供する「中間的就労支援」 ・同社への入社等を条件に、同社がケアラー・元ケアラーの奨学金の一部を代理返還する「奨学金支援」	R7.7.1	

137	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局	福祉のまちづくり推進室 子ども若者未来部子ども家庭支援課	商品寄贈による社会福祉貢献活動連携協定	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブンが店舗の閉店や改装に伴う在庫商品を京都市社会福祉協議会に寄贈することで、生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援や地域社会福祉の推進を図る。	・京都市：本取組のPRや、配分先に関する情報提供・収集 ・京都市社会福祉協議会：寄贈された商品の管理・配分 ・セブン-イレブン：店舗閉店や改装時に商品を京都市社会福祉協議会に寄贈	平成30年10月1日	
138	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	京都市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社　近畿支社	安心安全及び健康な暮らしの実現、市民サービスの向上及び地域の活性化を推進することを目的とする。	・安心安全及び健康な暮らしの実現に関すること ・環境にやさしいまちづくりに関すること ・京都の魅力発信、地域経済活性化及び観光振興に関すること ・未来を担う子どもの育成に関すること ・女性の活躍推進に関すること ・その他両者が協議し合意した事項	平成31年4月16日	
139	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	新聞販売所による高齢者見守り活動協力に関する協定	一般社団法人　京都新聞販売連合会　他	地域におけるゆるやかな見守りのネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できることを目的とする。	新聞配達員が配達等の日常業務の中で、高齢者世帯に何らかの異変を発見した場合に、新聞販売所から管轄地域の高齢サポート（地域包括支援センター）へ連絡を行う。 その後、連絡を受けた高齢サポートは、対象者の状況を確認し、必要に応じて見守り支援を行う。	平成31年3月26日	同じ内容の協定をほか4件締結
140	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	「健康長寿のまち・京都」の推進及び「がん検診」の受診率向上に向けた連携協定	中外製薬株式会社	「健康長寿のまち・京都」の推進及び「がん検診」の受診率向上に向けて連携を図る。	本市のがん検診ガイド等の医療機関や保険薬局等への配架、医療機関等へ来所される方向けに検診率向上に向けた啓発の実施等	令和3年3月1日	
141	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	「健康長寿のまち・京都」の推進及び「がん検診」の受診率向上に向けた連携協定	株式会社ケーエスケー	「健康長寿のまち・京都」の推進及び「がん検診」の受診率向上に向けて連携を図る。	薬に関する顧客相談窓口における本市のがん検診ガイド等の配布等による検診率向上に向けた受診・勧奨の実施 等	令和3年3月1日	
142	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	医療、介護等統合データ分析事業に係る共同研究契約	国立大学法人京都大学	本市の有する医療介護等の統合データベースを用いて、疾患の発生状況や、その予防・治療・介護の実態を明らかにし、健康寿命の延伸に向けた施策に活かすことのできるエビデンスの収集を図るための共同研究を実施する。	・統合データベースの貸与 ・事前協議に基づく分析テーマの設定 ・統合データベースを用いた分析及びその結果報告	令和3年5月28日	
143	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	京都市と第一生命保険株式会社との地方創生包括連携協定	第一生命保険株式会社	これまで連携してきたがん対策推進に限らず、多種分野においても、相互に連携及び協力して取り組むことで，京都市内における地域の一層の活性化を目的とする。	（1）「健康長寿のまち・京都推進プロジェクト」の推進に関すること。 （2） 市民スポーツの振興に係る取組に関すること。 （3） 文化芸術の発展に関すること。 （4） 自転車政策に関すること。 （5） その他本市政策に関すること。	平成23年3月24日	令和4年6月14日付 地方創生包括連携協定に協定を強化

144	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	京都市と京都光華女子大学・短期大学部との健康創造に向けた相互連携に関する包括的な協定書	京都光華女子大学・短期大学部	相互の人的・知的資源に関する連携協力を推進し、地域に根ざした健康増進や生活習慣病予防等に係る取組を進め、市民の健康に対する意識向上を図るとともに、京都光華女子大学・短期大学部における教育内容の充実や教育上の課題解決に向けて取り組み、双方の事業の充実・発展に寄与することを目的とする。	（1）市民の健康維持・増進に関すること （2）健康づくりを通じた地域の活性化及びまちづくりの諸施策の推進 （3）健康に関する担い手育成・交流に関すること （4）その他、双方が協議して必要と認めること	令和5年6月13日	
145	保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	孤独・孤立に関する連携協定	孤独・孤立に関する課題に対して取り組む関係機関等131団体	令和４年３月に公表した「孤独・孤立プロジェクトチーム」報告書を踏まえ、孤独・孤立に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、複雑・複合化した課題を抱える方にとっての重層的な支援体制を構築することを目的とする。	関係団体等の概要や連絡先を京都市及び協定締結団体において共有することで、孤独・孤立に関する悩みを抱えた方へ、支援しやすい環境づくりを行う（京都市情報館で支援先として各団体のHP等を掲載している）。 ＜連携事項＞ ⑴ 孤独・孤立の相談対応に関すること ⑵ 状況に応じて必要な相談支援につなげること ⑶ 相互連携・情報共有に関すること ⑷その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること	令和4年9月1日	
146	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	京都市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	緊密な相互連携と協働により誰一人取り残さない持続可能な社会を実現させるため、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進に加えて市民サービスの向上を図ることを目的とする。	・Jリーグウォークとの連携（明治安田主催事業） ・健康づくり事業の実施（明治安田から寄付による事業） ・小学生等へのスポーツ教室の実施 ・京都はぐくみ憲章の実践、推進 ・ふるさと納税のPR	令和3年3月1日	令和5年11月8日付 包括連携協定に協定を強化
147	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	京都市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書	日本生命保険相互会社	緊密な相互連携と協働により誰一人取り残さない持続可能な社会を実現させるため、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の健康づくり及びまちづくりの活性化等を図ることを目的とする。	（1）「健康長寿のまち・京都推進プロジェクト」の推進に関すること （2）市民スポーツの振興に係る取組に関すること （3）子育て支援に関すること （4）環境保全に関すること （5）安心・安全なまちづくりに関すること	令和5年11月27日	
148	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	京都市と田辺三菱製薬との健康増進に関する連携協定	田辺ファーマ株式会社	相互連携と協働により、健康長寿のまち・京都を実現させるため、健康づくりに係る普及啓発や糖尿病をはじめとした生活習慣病の発症や重症化予防等を推進することで、市民の健康増進を図ることを目的とする。	（1）「健康長寿のまち・京都推進プロジェクト」の推進に関すること （2）生活習慣病の予防・治療に係る正しい知識の普及啓発に関すること （3）健診等の受診勧奨の取組に関すること （4）重症化予防従事者と医療専門職間での重症化予防についての情報共有に関すること	令和6年1月17日	
149	保健福祉局	医療衛生推進室医療衛生企画課	公衆衛生上重大な問題となる感染症の感染拡大防止に向けた連携・協力に関する協定書	京都大学医学部附属病院	令和2年11月1日から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた連携・協力に関する包括連携協定」を締結しており、PCR検査等の行政検査、同病院と連携した大規模な疫学調査の実施、高齢者施設等における患者発生時の対応、ゲノム解析の実施等、新型コロナウイルス感染症に関する様々な取組を進めてきた。また、令和5年３月１０日に示された国のコロナ対策の方針や今後新たな感染症が発生した場合等の対応を見据え、その対象を新型コロナウイルス感染症をはじめとする「公衆衛生上重大な問題となる感染症」に拡大するなど、令和5年4月1日から協定内容を一部変更した。	（1）本市保健所における行政検査の実施に関すること。 （2）感染症に係る疫学調査に関すること。 （3）その他、感染症の感染拡大防止のための事業に関すること。	令和2年11月1日 令和5年4月1日（協定内容を一部変更）	
150	保健福祉局	医療衛生推進室医療衛生企画課	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る移送を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（移送措置協定）書	エムケイ株式会社　他	本市一体で策定する京都府感染症予防計画の「第6　感染症の移送のための体制の確保に関する事項」において、感染症法第21条の移送等に係る覚書の締結により移送体制を確保することとしていることから、民間事業者と移送措置協定を締結する。	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表期間において、本市の要請に基づき、新型インフルエンザ等感染症等の移送を提供する体制を確保する。	令和6年4月1日	同じ内容の協定をほか4件締結

151	保健福祉局	医療衛生推進室医療衛生企画課	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（検査措置協定）書	株式会社保健科学西日本　他	府市一体で策定する京都府感染症予防計画の「第4　病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項」において、民間検査機関との検査措置協定により、平時から計画的に準備を行うこととしていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の6の規定に基づき、民間検査機関と検査措置等協定を締結する。	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表期間において、本市の要請に基づき、新型インフルエンザ等感染症等の検査を提供する体制を確保する。	令和6年4月1日	同じ内容の協定をほか2件締結
152	保健福祉局	医療衛生推進室医療衛生企画課	災害時における浴場等の提供支援に関する協定	京都府、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合	自然災害や大規模事故等のほか、府民・市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じた又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、浴場施設や生活用水等の提供による協力を要請することを目的とする。	（1）被災者等に対する入浴機会の提供 （2）被災者等に対する貸しタオル、石鹸等の入浴関連物資の提供 （3）被災者等に対する生活用水の提供	令和8年2月5日	
153	保健福祉局	衛生環境研究所	京都市と京都産業大学との感染症及び食品の安全の研究に係る相互連携に関する協定	京都産業大学	健康危機事象に対応するため京都市と京都産業大学が連携し、国内有数の大学実験施設や衛生環境研究所施設を活用して、相互の職員及び研究者が交流することで、あらゆる視点からの公衆衛生の維持・向上、解明、防疫及び対策と食の安全・安心の確保について共同での調査研究を行う	双方の独自性の尊重と相互利益の原則に立ち、次に掲げる交流活動を促進する。 ア　ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザ両者に係る調査研究 イ　動物、昆虫が媒介する病原微生物に関する調査研究 ウ　食肉、乳製品等食品の衛生及び安心・安全の確保に関する調査研究 エ　食中毒等の原因となる細菌及びウィルスに関する調査研究 オ　たばこ煙、環境微粒子の有害性に関する研究 カ　実験動物及び実験動物を用いた研究	平成23年3月18日	
154	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部育成推進課	障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業への大学生等の派遣に関する協定	京都市児童館学童連盟、各大学（①花園大学、②大谷大学・大谷大学短期大学部、③京都教育大学）	学童クラブ事業に登録している障害のある児童を対象に派遣する介助者（ボランティア）が不足している状況の中、専門性を有する大学生等の推薦及び派遣を受けることにより、介助者の確保及び児童の健全育成活動全体の活性化並びに大学生等の知識、技術の向上、人材育成を図ることを目的として連携を図る。	児童館学童連盟が、花園大学から障害のある児童等への指導・対応に関する専門性を有する大学生等の推薦を受け、当該大学生等を障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の介助者として、活動内容、活動期間の希望が一致する児童館、学童保育所又は放課後ほっと広場に派遣する。 また、大学生等の派遣にあたり、本市は大学生等への事前研修等の支援を行う。	①平成26年 9月 9日 ②平成26年12月11日 ③平成27年 3月25日	同じ内容の協定をほか2件締結
155	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部育成推進課	児童館における大学と連携した学習支援事業に係る協定	京都市児童館学童連盟、4大学（大谷大学・同短期大学部、京都教育大学、京都橘大学、花園大学）	6者で協定を締結し、子どもたちの身近な居場所である児童館において、身近な「お兄さん、お姉さん」のような存在である大学生ボランティアが、勉強の支援や相談に応じる学習支援事業に取り組む。	・児童館において実施する学習支援事業への大学生ボランティア派遣協力 ・福祉、教育等を学ぶ大学生の生きた学習の場として、知識・技術の向上、人材育成 ・学習支援に係るノウハウの共有化等による児童の健全育成活動全体の活性化及び児童館職員の資質向上	平成29年7月28日	
156	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部育成推進課	京都市円町児童館における児童の健全育成に関する包括的な連携協定	花園大学	円町児童館の学童クラブ事業の実施場所として大学施設を利用するとともに、双方の資源を最大限に活用することで、より充実した児童の育成支援の実現を目指す。	・円町児童館の学童クラブ事業の実施場所として、花園大学拈花館内の施設を利用。 ・学生の課外活動等への学童クラブ児童の参加促進。 ・学生が学童クラブ児童の育成支援に参加する機会の提供。	令和7年4月1日	
157	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都こども宅食プロジェクトの推進に関する協定	社会福祉法人あだち福祉会 一般社団法人こども宅食応援団	経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯に食品等を届けることをきっかけに、いち早く困りごとに気づき、必要な支援につないでいく「京都こども宅食プロジェクト」を実施する。	・あだち福祉会：実施主体としての事業全般の運営管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理 ・こども宅食応援団：先進事例実践者としての助言及び技術的支援 ・京都市：事業対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言及び技術的支援	令和元年12月11日	

158	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部子ども家庭支援課	子育て家庭への食品配送・見守り活動等に関する協定	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 ライオンズクラブ国際協会３３５－C地区	経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯に食品を届けることをきっかけに、いち早く困りごとに気づき、必要な支援につないでいく「子育て家庭への食品配送・見守り活動等（きょうと「こどもみらい笑顔便」）」を実施する。	・社会福祉協議会：実施主体としての事業全般の運営管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理 ・ライオンズクラブ：寄付金や寄贈品の収集への協力、配送品梱包作業への参加等を通じた本事業への支援 ・京都市：事業対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言及び技術的支援	令和2年11月10日	
159	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども・若者の未来を応援する施策に関するダイドードリンコ株式会社と京都市との連携協力に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社	京都市が子ども・若者の未来を応援する施策を実施するにあたり、双方が相互に連携協力することにより、京都市における子ども・若者の健全育成及び子育て世帯への支援に寄与することを目的とする。	デザインやおしゃべり機能で子ども・若者の未来を応援する施策を普及・啓発し、売り上げの一部をはぐくみ未来応援事業に寄付する「京都市子ども・若者未来応援自動販売機」を設置・展開していく。	令和4年9月12日	
160	都市計画局	まち再生・創造推進室	京都市西京区エリアのまちづくりにおける京都市と阪急電鉄株式会社との連携に関する協定	阪急電鉄株式会社	西京区エリアの地域の活性化に資する取組をより効果的に推進し、地域の成長及び持続的発展に寄与させるに当たり、包括的な連携協定のもと相互に協力する。	・ 洛西ニュータウンの活性化や大原野地区におけるブランド戦略等、西京区全体のまちづくりの推進 ・ 洛西口駅から桂駅までの高架下空間における地域の活性化に資する開発の検討及び実施 ・ その他、地域の活性化に貢献するための施策の検討及び実施	平成27年12月21日	
161	都市計画局	まち再生・創造推進室	京都市における密集市街地の改善に係る防災まちづくりに関する協定	UR都市機構	優先的に防災まちづくりを進める地区（以下「優先地区」という）の防災性及び住環境の向上を図るため、町並み保全と防災性の両立を図った密集市街地対策に連携して 取り組む。	優先地区のまちづくりに積極的に関わるとともに、密集市街地の整備改善に関する技術及び知見を活かし、京都市が取り組む防災まちづくりを支援する。	令和2年3月30日	
162	都市計画局	まち再生・創造推進室	地域との協働による防災まちづくりに係る京都市と三井住友海上火災保険株式会社との連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社を「防災パートナー」として、相互に緊密に連携して地域との協働による防災まちづくりを推進し、密集市街地・細街路の防災性や住環境の向上を図る。	・地域と協働し、密集市街地における地域の防災性向上の取組を推進する。 ・具体の取組内容については、各地域の防災上の課題やニーズを踏まえ、地域と三井住友海上火災保険株式会社の保険代理店の間において個別に取り決める。 ・紫野学区、出水学区で取組を開始し、順次、取組地域を他の地域に広げる。 （取組例）	令和6年4月8日	
163	都市計画局	都市景観部 広告景観づくり推進課	協定書	京都府広告美術協同組合	京都にふさわしい広告景観の形成及び屋外広告物の安全対策の推進に向け、相互に連携・協力して取り組む。	・京都市屋外広告物等に関する条例をはじめとする屋外広告物制度の周知啓発 ・屋外広告物の安全対策に関する周知啓発 ・良好な広告景観形成や安全に支障をきたす屋外広告物に対して、連携して対策を進めること ・次代を担う有効な屋外広告物の活用についての検討 ・その他良好な広告景観形成及び安全対策に資する事業	平成26年11月12日	
164	都市計画局	歩くまち京都推進室	「ロデム」無償貸与に係る協定	株式会社テムザック	京都市域における誰もが利用しやすい多様なモビリティの安心・安全な活用に向けた取組の推進や、京都の地域特性を踏まえたラストワンマイルの確保等に資する次世代モビリティの普及促進について検証する。	・京都市域におけるロデムの活用に係る事業マッチング及び検討 ・京都市の施策におけるロデムの積極的な活用 ・その他、前述の目的を達成するために必要と認める事項	令和5年9月8日	
165	都市計画局	住宅室 住宅政策課	京都市における住宅施策の推進に関する連携協定	独立行政法人住宅金融支援機構	京都市及び住宅金融支援機構が連携・協力し、相互の人的・知的資源等を効果的に活用することにより京都市における住宅施策を推進し、もって住まいに関する課題の解決を図る。	(1) 子育て世帯への支援に関すること。 (2) マンション管理適正化の推進に関すること。 (3) 脱炭素化の推進に関すること。 (4) 空き家対策の推進に関すること。 (5) ニュータウンの活性化に関すること。 (6) 京町家の保全・継承に関すること。 (7) 前各号に掲げる事項のほか、住まいに関する課題の解決を図るための住宅施策の推進に関すること。 (8) 前各号に掲げる事項の取組に必要な情報の発信、イベントの共催等に関すること。	令和5年12月22日	
166	都市計画局	住宅室 住宅政策課	京都市と独立行政法人都市再生機構との包括連携協定	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）	様々なまちづくりの知見を有するUR都市機構と京都市が連携協定を締結することにより、魅力あるまちづくりを相互に連携して取り組む。	(1)若者・子育て世帯の移住・定住促進につながる魅力あるまちづくりに関すること (2)文化芸術の振興や多文化共生につながるまちづくりに関すること (3)都市活力の創出につながるまちづくりに関すること (4)ミクストコミュニティを推進するまちづくりに関すること	令和5年11月20日	

167	都市計画局	住宅室 住宅管理課	京都市、京都橘大学及び醍醐中山団地町内連合会の地域連携事業に係る協定	京都橘大学 醍醐中山団地町内連合会	京都市、京都橘大学及び醍醐中山団地町内連合会の三者が、京都市の「京都市住宅マスタープラン」をはじめとした、各種計画に掲げる諸施策の推進、京都橘大学の地域貢献及び人材育成並びに醍醐中山団地町内連合会の地域コミュニティ活性化等を目的として、連携する。	京都橘大学に市営住宅の使用を許可し、同大学は学生を居住させ、醍醐中山団地町内連合会のコミュニティ活性化に取り組む。	平成26年10月30日	
168	都市計画局	住宅室 住宅管理課	公共空間利活用と周辺地域活性化にかかる連携協定	龍谷大学 田中宮市営住宅自治会	京都市、龍谷大学及び田中宮市営住宅自治会の三者が、京都市の「京都市住宅マスタープラン」をはじめとした各種計画に掲げる諸施策の推進、龍谷大学の地域貢献及び人材育成、田中宮市営住宅自治会の地域コミュニティ活性化等を目的として、相互に協力して事業を実施する。	大学生が田中宮市営住宅に入居し、暮らしながら自治会活動にも参加することで、地域コミュニティの活性化を図る。 市、大学、自治会が中心となった運営協議会を設置し、入居する大学生の支援を行うとともに、新しい住民自治を模索する。	平成31年4月19日	
169	都市計画局	住宅室すまいまちづくり課	崇仁市営住宅8棟跡地の活用に関する基本協定書	・ジェイアール東海関西開発株式会社 ・日本電気硝子株式会社 ・東海旅客鉄道株式会社	崇仁市営住宅8棟跡地の約3,260㎡の土地において、「京都駅東部エリア活性化将来構想」に基づく、「創造・交流・賑わい」に資する商業施設とオフィスが入居する複合型拠点の整備・運営に関する協定を締結したもの。	・「京都サウスベクトル」に基づく日本電気硝子㈱の本社・営業機能の移転 ・地域活性化と人材育成 ・市民の豊かさにつながる都市成長への貢献 ・SDGsへの貢献　など	令和7年2月26日	
170	建設局	土木管理部 道路河川管理課	道路損傷等に係る情報提供に関する覚書	市内の郵便局長	郵便局の職員が外務事務中に道路施設の損傷箇所を発見した場合に、速やかに土木みどり事務所に情報提供することを定めたもの	・道路パトロールの協力	平成15年4月1日	
171	建設局	自転車政策推進室	自転車保険の加入及び交通安全教育の促進等に係る事業連携	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　他	京都市自転車安心安全条例の周知をはじめ、自転車損害賠償保険等の加入促進や交通安全教育の促進などを進め、自転車利用に係る交通事故の防止及び被害者救済及び加害者の経済的負担軽減に資する。	・自転車保険の提案 ・条例の周知・情報提供 ・市民及び事業者等に対する保険に関する情報提供 ・保険加入促進及び自転車安全利用推進に関する協力 ・保険に関する相談窓口の設置	平成29年4月5日	同じ内容の協定をほか6件締結
172	建設局	自転車政策推進室	自転車保険の加入及び交通安全教育の促進等に係る事業連携	京都府損害保険代理業協同組合	京都市自転車安心安全条例の周知をはじめ、自転車損害賠償保険等の加入促進や交通安全教育の促進などを進め、自転車利用に係る交通事故の防止及び被害者救済及び加害者の経済的負担軽減に資する。	・自転車保険専用コールセンター業務 ・条例の周知・情報提供 ・市民及び事業者等に対する保険に関する情報提供 ・保険加入促進及び自転車安全利用推進に関する協力	平成29年4月5日	
173	建設局	自転車政策推進室	自転車保険の加入及び交通安全教育の促進等に係る事業連携	一般社団法人京都損害保険代理業協会	京都市自転車安心安全条例の周知をはじめ、自転車損害賠償保険等の加入促進や交通安全教育の促進などを進め、自転車利用に係る交通事故の防止及び被害者救済及び加害者の経済的負担軽減に資する。	・条例の周知・情報提供 ・市民及び事業者等に対する保険に関する情報提供 ・保険加入促進及び自転車安全利用推進に関する協力	平成29年4月5日	

174	建設局	自転車政策推進室	フードデリバリーサービスを提供する自転車配達員に係る交通安全に関する連携協定	・京都府警察 ・一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（JaFDA）	三者が相互に緊密な連携を図って協力し、フードデリバリーサービスを提供する自転車配達員が安全に業務を遂行するとともに、地域住民が安心かつ安全に暮らせる地域社会を実現する。	ア　本市及び京都府警察からJaFDAに対して ・自転車の安全利用に関する交通安全情報の提供 ・JaFDA会員企業の自転車配達員に対する交通安全講習の実施 ・地域の交通安全情報の提供 イ　JaFDAから本市及び京都府警察に対して ・本市及び京都府警察から提供された交通安全情報の会員企業への周知 ・本市及び京都府警察が行う交通安全講習実施に係る会員企業への周知 ・本市及び京都府警察が行う地域の交通安全活動等への協力	令和3年11月15日	
175	建設局	みどり政策推進室	「京のみどりの駐車場」パートナー制度に関する協定書	キョウテク株式会社　他	平成29年8月に策定した「市街地緑化の在り方」に基づき、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化都市・京都を目指し、駐車場緑化に対する優良事業者の認定を行い、駐車場における緑化を推進する。	・京都市内で運営するコインパーキングにおいて、1年間に100m2の緑化を行い、以後、それを良好に管理する。 ・単年度の緑化実績が100m2に満たない場合、次年度に京都市緑化・公園管理基金への寄付又は、京都市の緑化に資する協賛制度に対する協賛を、不足分1m2当たり1万円として実施する。	平成30年4月1日	同じ内容の協定をほか3件締結
176	北区役所	地域力推進室	京都市北区における大学・地域包括連携協定書	北警察署、北消防署、大谷大学・京都産業大学・佛教大学・立命館大学	北区役所、北消防署、北警察署、大谷大学、京都産業大学、佛教大学、立命館大学が包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材、知識、情報、施設、ネットワークなど、人的、知的、物的資源を有効活用し、相互に協力することにより、大学と学生の力を活かしたまちづくりを推進し大学のまち・学生のまち北区の発展を図る	・地域コミュニティの強化による活気のあるまちづくりの推進 ・防犯、防火、防災、交通安全等の安全・安心事業の推進 ・教育・研究活動並びにスポーツ及び文化芸術の振興 ・地域・社会に貢献できる人材の育成 ・その他各行政機関と各大学とが協議して必要と認める事	平成24年7月19日	
177	北区役所	地域力推進室	京都市北区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会北支部との地域連携に関する協定	一般社団法人京都中小企業家同友会北支部	北区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会北支部が、それぞれの人材、知識、情報等を活用し、北区のまちづくりや地域課題の取組を通じて地域内循環型経済の促進に資することを目的とする。	（1）まちづくりを支える地域の人材・地域企業の育成 （2）大学の力がいかされるまちづくり （3）健康で安心して暮らすことができるまちづくり （4）災害に強く安心して住み続けられるまちづくり （5）北区基本計画及び毎年度策定する北区運営方針に掲げる施策のうち、双方が協議して必要と認める事項 （6）その他、双方が協議して必要と認める事項	令和4年2月15日	
178	北区役所	地域力推進室	「北区こどものまちボードゲーム」を改良した一般販売用ボードゲームに係る 連携に関する協定	大興印刷株式会社	京都市のまちづくりへの機運を醸成するため、相互の強みを生かしながら「北区こどものまちボードゲーム」を改良した一般販売用ボードゲームの企画、製造、販売及び普及促進を図ることを目的とする。	（1）ゲームの企画を両者が連携して取組む （2）大興印刷株式会社がゲームの製造、販売を行う （3）大興印刷株式会社がゲーム販売額の一定割合を京都市に支払う	令和4年2月3日	
179	北区役所	健康長寿推進課	「健康長寿のまち・北区」の推進に関する覚書	京都産業大学	京都産業大学の持つ人的、知的、物的資源等を有効活用し、相互に連携、協力することにより、「健康長寿のまち・北区」の推進を図り、北区に「暮らしたい」「住み続けたい」と人々が感じることのできるまちづくりを目指す。	・インターバル速歩の推進に関すること ・インターバル速歩マスターの養成、活動に関すること ・健康に関するセミナーの開催に関すること ・中学生と連携した「健康長寿のまち・北区」の推進に関すること ・その他、「健康長寿のまち・北区」の推進に係る事業に関すること	平成30年3月21日	
180	北区役所	地域力推進室 健康長寿推進課	高齢者等の特殊詐欺被害防止推進に関する協定書	北区民生児童委員会 京都府北警察署	北区に居住する高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、3者が連携して特殊詐欺被害防止対策に取り組む。	・民生児童委員は、日々の活動として高齢者宅等を訪問した際に、チラシ等を活用しながら特殊詐欺への注意を呼び掛ける。 ・民生児童委員は、特殊詐欺被害のおそれがあり、自動通話録音機を設置する必要性のある高齢者を把握した際は、北区役所、北警察署にその情報を提供する。 ・北区役所、北警察署は、自動通話録音機の普及促進に向けた働きかけを当該高齢者に対して行う。	令和元年10月21日	
181	北区役所	子どもはぐくみ室	北区「はぐくみ文化」の創造・推進に関する覚書	大谷大学	大谷大学の持つ人的、知的、物的資源等を有効活用し、相互に連携、協力することにより、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む「はぐくみ文化」の創造・推進、並びに大学と連携したまちづくりを進め、北区に「暮らしたい」「住み続けたい」と人々が感じることのできるまちづくりの推進を目的とする。	・【ニコニコ北っ子】つながるフェスタに関すること ・【ニコニコ北っ子】北区こどものまちに関すること ・その他、「はぐくみ文化」の創造・推進に資する取組に関すること	平成31年2月23日	

182	上京区役所	地域力推進室	京都市上京区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会上京支部との地域連携に関する協定書	一般社団法人京都中小企業家同友会上京支部	それぞれの人材、知識、情報等を活用し、持続可能な上京区の未来のまちづくりや地域貢献及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。	・上京区が誇る文化と絆を基にしたまちづくり ・誰もが居場所を持ち、いきいきと暮らすことができるまちづくり ・若者が活躍し、住みたくなるまちづくり ・子どもの健やかな成長を応援するまちづくり ・地域産業や商店街等の活性化と魅力発信 ・安心安全に暮らせるまちづくり ・自然環境を大切にするまちづくり ・その他必要と認める事項	令和4年6月9日	
183	左京区役所	地域力推進室左京の魅力づくり推進担当	京都市左京区役所と京都精華大学との連携・協力に関する包括協定	京都精華大学	相互の活性化に向けて、それぞれの持つ人材、知識、情報、施設、ネットワークなど、人的・知的・物的資源を活用し、連携・協力する.	次の各号に掲げる事項について、包括的な連携のもと、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。 （1）まちづくりの推進 （2）まちの魅力や区民の郷土愛の向上・発信 （3）多様な区民の交流・協働の促進 （4）防災力の向上 （5）文化芸術、健康長寿、子どもはぐくみ、福祉の推進 （6）教育・研究活動の振興 （7）人材の育成 （8）その他甲と乙が協議して必要と認める事項	平成30年12月17日	
184	左京区役所	地域力推進室左京の魅力づくり推進担当	京都市左京区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会左京支部との地域連携に関する包括協定	京都中小企業家同友会左京支部	それぞれの持つ人材、知識、情報、施設、ネットワークなど、人的・知的・物的資源を活用し、地域課題の解決など左京区基本計画の推進に連携・協力する。	次の各号に掲げる事項について情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。 （1）美しい自然のまちづくりの推進 （2）歴史・文化・学問のまちづくりの推進 （3）ひとにやさしいぬくもりのまちづくりの推進 （4）上記推進のためのネットワークの拡大に関する事項 （5）その他甲と乙が協議して必要と認める事項	令和5年2月7日	
185	中京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」に関する協定書	京都先端科学大学	都市部におけるニホンミツバチの保護・飼育方法を研究するとともに、中京区におけるまちなか緑化の推進を目指すため、相互に人的、知的資源の交流、活用を図る。	区役所屋上庭園での養蜂、ミツバチの分蜂、プロジェクト推進に係るイベント等の助言・指導・協力	平成23年10月26日 （1年毎に自動更新）	
186	中京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市中京区役所と学校法人佛教教育学園佛教大学との地域連携・協力に関する協定書	学校法人佛教教育学園佛教大学	相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、地域住民の安心安全、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与することを目的とする。	まちづくりの推進に関すること、防災に関すること、健康と福祉の向上に関すること、生涯学習の推進に関すること、教育と文化の発展及び振興に関すること、その他目的を達成するために必要と認められる事項	平成23年12月21日 （1年毎に自動更新）	
187	中京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市中京区役所と花園大学との連携・協力に関する包括協定書	花園大学	相互の人材、知識、情報等の資源を活用し、相互に連携を図ることにより、地域の活性化及び大学の教育・研究活動の活性化に寄与することを目的とする。	地域の活性化及びまちづくりの推進に関すること、大学の教育・研究活動の充実に関すること、地域の安心・安全及び防災の推進に関すること、健康と福祉の向上に関すること、文化及びスポーツの振興に関すること、その他必要と認められる事項	令和元年6月24日 （1年毎に自動更新）	
188	中京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市中京区役所と京都看護大学との連携・協力に関する包括協定書	学校法人京都育英館京都看護大学	相互の人的、知的資源の活用、相互連携を図り、地域の活性化及び大学の教育・研究活動の活性化に寄与することを目的とする。	地域の活性化及びまちづくりの推進に関すること、大学の教育・研究活動の充実に関すること、地域の安心・安全及び防災の推進に関すること、保健、医療及び福祉の課題解決に関すること、区民に対する健康増進等の支援に関すること、その他必要と認める事項	令和2年11月27日 （1年毎に自動更新）	
189	中京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市中京区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会中京支部との地域連携に関する協定書	一般社団法人京都中小企業家同友会中京支部	相互の人材、知識、情報等を活用し、中京区におけるすべての人に居場所と出番があるまちづくりや地域課題解決に向けた取組を通じて、地域経済の発展に寄与することを目的とする。	まちづくりを支える地域の担い手・地域企業の育成、子どもや若者の地域参加を促し、いきいきと暮らせるまちづくり、地域ごとの歴史文化を生かした個性あるまちづくり、商い・ものづくり・学問のつながりが生み出すにぎわいづくり、安心・安全に住み続けられるまちづくり、その他必要と認める事項	令和6年11月22日	

190	東山区役所	地域力推進室 企画連携担当	地域連携・協力に関する協定書	京都女子大学	大学と区相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与する。	地域のイベントへの学生の参加（区が仲介）、防災訓練への学生の参加（区が依頼）、各種ふれあい事業など区事業への学生の参画など（過去には共催でシンポジウムも開催）	平成20年2月26日	
191	東山区役所	地域力推進室 企画連携担当	京都市東山区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会東山支部との地域連携協定書	一般社団法人京都中小企業家同友会東山支部	それぞれの人材、知識、情報等を活用し、持続可能な地域社会の実現や地域内循環型経済の推進による地域経済の発展等に取り組むことを目的とする。	⑴区内人口減少対策に関すること ⑵地域企業の活性化に関すること ⑶市民生活と観光の調和に関すること ⑷地域コミュニティの活性化に向けた地域のつながり・絆の強化に関すること ⑸まちづくりを支える地域人材及び地域企業の育成に関すること ⑹区民の主体的な健康づくりの推進に関すること ⑺防災時の連携ネットワークに関すること	令和7年9月8日	
192	山科区役所	地域力推進室 総務・防災担当	山科区役所、医療法人社団洛和会の連携に関する包括連携協定	医療法人社団洛和会	両者の人材、情報、知識、施設など人的・知的・物的資源を有効に活用し、事業、取組等に関し連携及び協働することにより、地域の一層の活性化を図る。	（1）災害発生時等、地域の安心・安全の推進に関する事項 （2）地域コミュニティ活性化等、まちづくりの推進に関する事項 （3）フレイル予防等、健康長寿のまちづくりの推進に関する事項 （4）就労支援等、障害保健福祉分野に関する事項 （5）子育て応援等、子どもはぐくみ分野に関する事項 （6）その他、地域の活性化に関し、両者が協議して必要と認める事項	令和6年3月28日	
193	山科区役所	地域力推進室 企画連携担当	地域連携に関する協定	京都橘大学	相互交流の促進、山科区活性化に向けた取組及びそれに必要な人材育成を行う。	・まちづくりの推進 ・地域産業の振興 ・教育、文化、生涯学習、スポーツの振興 ・医療・健康・福祉の向上 ・地域・社会に貢献できる人材の育成 ・防犯、防災、交通安全等の地域の安心・安全の推進	平成25年9月24日	
194	山科区役所	地域力推進室 企画連携担当	地域連携に関する協定	京都薬科大学	多様な分野において連携を図り、地域社会の発展と人材育成に寄与する。	・地域貢献及び地域活性化 ・地域住民の健康と福祉の増進 ・地域の防災と安全・安心の推進 ・教育・研究活動の振興 ・地域に貢献できる人材の育成	平成27年8月28日	
195	山科区役所	地域力推進室 企画連携担当	京都市山科区役所と一般社団法人山科経済同友会との山科検定における連携・協力に関する協定書	一般社団法人山科経済同友会	山科の歴史・文化・産業等への理解を深め、区民の山科への愛着を一層醸成するとともに、区外の方々に対しても山科の魅力を広く発信することを目的として実施する「山科検定」の、更なる充実に寄与することを目的とする。	・山科検定のあり方及び実施に関すること ・問題案の作成・検討に関すること ・山科検定に対する受験気運醸成のための講演会に関すること	令和5年5月26日	
196	山科区役所	地域力推進室 企画連携担当	京都市山科区役所と社会福祉法人京都市山科区社会福祉協議会との山科区子どもへの食事提供支援事業における連携・協力に関する協定書	社会福祉法人京都市山科区社会福祉協議会	山科区内で貧困等により困難を抱える子どもたちが、バランスの良い食事を摂り、健康や生活習慣の向上を図ることで心身ともに健全な成長を促すことを目的として実施する「山科区子どもへの食事提供支援事業」の更なる充実のための連携・協力を行うことを目的とする。	山科区子どもへの食事提供支援事業のあり方及び実施に関すること	令和6年3月29日	
197	山科区役所	地域力推進室 まちづくり担当	山科区高齢者特殊詐欺被害等防止啓発事業の協力に関する協定	山科区民生児童委員会 山科警察署	高齢者の財産を狙った特殊詐欺や高齢者の死亡事故が全国的に増えていることから、山科区では、山科区民生児童委員会、山科警察署、山科区役所の三者で協定を締結し、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを進める。	日常の活動として個別に高齢者のご家庭を訪問されている民生児童委員並びに老人福祉員の方々に、啓発チラシ等を活用し、特殊詐欺防止や交通事故防止に向けた注意を呼びかける。	平成30年2月14日	
198	下京区役所	地域力推進室	下京区役所での行政書士による無料相談事業の実施に関する協定書	京都府行政書士会	下京区役所において行政書士による市民のための無料相談事業を実施する。	・相談事業のための場所の提供に関すること ・相談事業の実施に関すること	平成23年7月26日	

199	下京区役所	地域力推進室	下京区役所での司法書士による登記・法律無料相談会の実施に関する協定書	京都司法書士会	下京区役所において司法書士による登記・法律無料相談会を実施する。	・相談会のための場所の提供に関すること ・相談会の実施に関すること	平成25年10月31日	
200	下京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市下京区役所とPIAZZA株式会社との連携に関する協定	PIAZZA株式会社	ピアッザを活用し、京都市下京区役所が保有する情報の発信及び区民同士のコミュニティの活性化を図ることにより、地域課題の解決を促進する。	京都市下京区役所（甲）及びPIAZZA株式会社（乙）が実施すること ・地域課題解決コミュニティの形成 甲と乙は協議の上、ピアッザ内に地域課題解決コミュニティに資するグループを設定する。 ・ピアッザの周知に取り組むことにより、区民同士のコミュニティ形成を図る。 甲が実施すること ・乙が作成するパンフレット・ポスター及び、保有するウェブサイトなどを含む情報連絡手段を活用し、区民への周知を行う。 ・甲が関係する機関にピアッザでイベント等の情報を発信するよう働きかける。 乙が実施すること ・ピアッザ内に下京区・南区エリアを開設する。 ・甲のウェブサイトから情報を定期的に収集し、適切に加工して、ピアッザに掲載する。 ・乙が甲と連携していることが分かるピアッザの周知に係るパンフレット・ポスターを作成する。	令和2年11月9日	
201	下京区役所	地域力推進室 まちづくり担当	京都市下京区役所と京都中小企業家同友会下京支部（A・B・C）との地域連携に関する協定	京都中小企業家同友会下京三支部（A・B・C）	それぞれの人材、知識、情報等を活用し、地域課題の解決及び域内経済循環促進による下京区の持続可能なまちづくりの推進に資する。	・地域コミュニティ活性化に向けた地域の人材育成、地域活動への参画・協力 ・地域に影響のある災害・危機等へしなやかに対応する地域レジリエンスの強化・推進 ・「健康長寿のまち・下京」及び「安心安全のまち・下京」の推進 ・社会的弱者の雇用に係る行政と企業間の連携推進 ・少子化対策を含め、子育てと働くことが両立できる環境づくりの推進 ・文化の継承、地域経済の活性化に資する人材・産業の創出 ・環境保全や社会への負荷軽減に努め、SDGsの達成に向けた下京区民との協働の取組の推進	令和3年3月9日	
202	南区役所	地域力推進室 （企画担当）	京都市南区役所とPIAZZA株式会社との連携に関する協定	PIAZZA株式会社	PIAZZA株式会社が運営する地域SNSアプリ「ピアッザ」を活用し、区政情報の発信 及び区民同士のコミュニティの活性化を図ることにより、地域課題の解決を促進することを目的とする。	・地域SNSアプリ「ピアッザ」内に南区・下京区エリアを開設、運営 ・同アプリの周知、登録・利用促進	令和2年11月9日	
203	南区役所	地域力推進室 企画担当	京都市南区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会南支部との地域連携に関する協定	京都中小企業家同友会南支部	それぞれの人材、知識、情報等を活用し、南区の持続可能なまちづくりや地域課題の解決及び地域内経済循環の促進に資する	(1) 人と人の結びつきを強め、みなみ力（地域力）を高めるまちづくり (2) 子ども・若者が育つまちづくり (3) 誰もが健やかに暮らすことができるまちづくり (4) 地域企業の活性化及び地域資源を生かした活力あふれるまちづくり (5) 文化芸術で多様なつながりを生み出すまちづくり (6) いのちと暮らしを守るまちづくり (7) 美しく環境にやさしいまちづくり (8) その他、甲乙協議して必要と認める事項	令和4年2月16日	
204	右京区役所	地域力推進室 まちづくり担当【企画】	京都市右京区役所と一般社団法人京都中小企業家同友会右京支部との地域連携に関する協定	一般社団法人京都中小企業家同友会右京支部	それぞれの人材、知識、情報等を活用し、右京区のまちづくり及び地域内循環型経済の推進に資する。	・「こどもシゴト博」等、地域の社会経済活動やまちづくりを支える人材育成に資する事業 ・京都市右京区基本計画に掲げる右京区の将来ビジョンを実現するための事業のうち、協議して必要と認める事項	令和3年11月24日	平成28年12月6日　締結 令和3年11月24日　再締結

205	右京区役所	地域力推進室 まちづくり担当【企画】	京都サンガF．C．、京都ハンナリーズ、京都フローラ及び京都市右京区役所とのパートナーシップ協定	京都サンガF．C．、京都ハンナリーズ、京都フローラ	相互に協力、連携することで、右京区内でのサッカー、バスケットボール及び野球をはじめとするスポーツの振興を図り、区民の地域力・文化力の向上に資する。	・サッカー、バスケットボール及び野球をはじめとするスポーツの普及・振興事業 ・「健康長寿のまち右京」の推進 ・相互の魅力発信事業 ・区民との交流事業 ・右京区運営方針に掲げる重点施策のうち必要と認める事項 ・その他必要と認める事項	平成29年8月24日、 平成30年1月23日	京都フローラは令和2年12月に解散
206	右京区役所	地域力推進室 まちづくり担当【企画】	京都市右京区大学地域連携に関する協定	京都外国語大学 京都外国語短期大学 京都光華大学 京都光華大学短期大学部 京都先端科学大学 嵯峨美術大学 嵯峨美術大学短期大学 花園大学 立命館大学	地域コミュニティの再生・活性化を図るとともに、右京区の更なる発展を目指すため、地域ゆかりの9大学（短期大学を含む。）との間で、それぞれの持つ人材や知識、情報、施設などの資源を活用して相互に連携・協力を行う。	・右京区大学地域連携協議会の開催	平成31年4月1日	京都光華女子大学は、令和8年4月1日に校名を「京都光華大学」に変更
207	右京区役所	地域力推進室 まちづくり担当【企画】	右京区役所、学校法人大和学園、社会医療法人太秦病院及び京都学園大学との地域活性化に関する包括連携協定	学校法人大和学園 社会医療法人太秦病院 京都先端科学大学	京都市山ノ内浄水場跡地の活用を契機に、それぞれの情報、知識、施設など、知的、物的資源を活用し、事業、取組等連携及び協働することにより、地域の一層の活性化を図る。	・地域の活性化及びまちづくりの推進に関する事項 ・地域の安心・安全の推進に関する事項 ・健康長寿のまちづくりの推進に関する事項 ・地域の産業振興に関する事項 ・その他、まちづくりに関し、協議して必要と認める事項	平成28年9月18日	京都学園大学は平成31年4月に校名を「京都先端科学大学」に変更。
208	西京区役所	地域力推進室　まちづくり担当	京都市西京区役所と京都経済短期大学の西京区魅力発信プロジェクトに関する協定書	京都経済短期大学	西京区魅力発信プロジェクト事業に関し、連携・協力を図る。	以下内容に関して、連携・協力を行う。 （1）西京区の魅力を発信するホームページ等の作成 （2）地域の活性化及びまちづくりの推進に関すること （3）大学の教育・研究活動の充実に関すること （4）その他、両者協議の上必要と認める事業	平成28年8月26日	
209	西京区役所	地域力推進室　まちづくり担当	京都市西京区の行政情報等発信に関する協定書	株式会社フューチャーリンクネットワーク及びシンプリシス株式会社	西京区役所の発信する行政情報を多くの方に見てもらうために地域のお店やイベントの情報を発信している地域情報サイト「まいぷれ」との連動を図る。	地域情報サイト「まいぷれ」に、西京区役所の発信する行政情報（新着情報）を自動的に掲載する。	平成31年4月1日	
210	西京区役所	健康長寿推進課	区内4病院及び西京区役所との連携・協働に関する協定	区内4病院（京都桂病院・三菱京都病院・シミズ病院・西京都病院）	健康や医療に関する事業、取組等を行うことにより、区民の病気の予防や健康づくりの支援、地域福祉の一層の向上に寄与することを目的に連携及び協働する。	・令和4年2月から区内4病院と区役所が協働で「西京・医療出前講座」を開始する。 ・出前講座メニューに基づき、区内4病院の医師、看護師等、医療スタッフが地域に出向き、医療や健康に関するテーマで1時間程度（講義30分、質疑30分）で実施する。 ・対象は、西京区内に居住、又は勤務されている方で概ね10人以上の団体。 ・西京区役所で申込受付し、区内4病院へ調整し地域での「西京・医療出前講座」開催に向けて連携・協働する。 ・「西京・医療出前講座」開催後は実施病院が西京区役所へ実施報告書、アンケートを提出し、年2回、区内4病院とミーティングを実施し「西京・医療出前講座」の実施状況を共有し、今後の在り方について検討する。	令和3年10月12日	
211	洛西支所	地域力推進室 総務・防災担当	洛西ニュータウン内のUR賃貸住宅における地域医療福祉拠点化に係る確認書	独立行政法人都市再生機構西日本支社	URが実施する洛西ニュータウン内のUR賃貸住宅（洛西センタープラザ団地、洛西境谷団地、洛西竹の里団地）における地域医療福祉拠点化の推進に向けて、相互連携を図る。	・生活支援アドバイザーの設置 ・健康寿命サポート住宅の導入　等	令和2年6月9日	
212	洛西支所	地域力推進室 総務・防災担当	洛西地域の医療・介護等に係る包括連携協定	・日本元気グループ ・京都市住宅供給公社	三者が有する人的・物的資源を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、洛西地域の医療・介護等の区民サービスの向上を図るとともに、安心・安全の地域づくりを進め、ひいては洛西地域の活性化を図ることを目的とする。	（1）洛西地域の医療・介護等の環境整備の推進に関すること （2）ICT・DXを活用した、洛西地域の医療・介護ネットワークの構築など、安心・安全の地域づくりに関すること （3）洛西地域の医療・介護及び活性化に資する地域の魅力等の情報発信に関すること （4）その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること	令和5年6月29日	

213	洛西支所	地域力推進室 まちづくり担当	らくさいマルシェ実行委員会協定書	ラクセーヌ商店会 株式会社高島屋洛西店 京都市住宅供給公社洛西事業部 ホテル京都エミナース	洛西ニュータウン・タウンセンター内ラクセーヌ広場において、洛西地域における新たな交流の場を提供することを目的とし、手作り品を主とした物品を販売する「らくさいマルシェ」を開催するための実行委員会を組織するに当たり根拠となる協定。	・総合企画に関する業務 ・準備及び運営に関する業務 ・開催に必要な業務 ・会計に関する業務 ・広報に関する業務 ・管理に関する業務 ・その他本事業の内容に応じて必要と認める業務	平成26年6月27日	令和8年8月1日より改訂、 再締結予定
214	洛西支所	子どもはぐくみ室	大原野野菜引換商品券に関する覚書	大原野農産物等直売所運営協議会	子どもの心豊かで健康な育ちはもとより、洛西・西山文化の環境資源・社会資源を再認識してもらうことで、「子育てしてよかった」「住み続けたい」という満足度を高めるとともに、子育てを通じた地域の絆づくりを後押しするために、新生児家庭向けのメニューとして「大原野野菜引換商品券プレゼント企画」を連携して実施する。	「らくさいっここんにちは」赤ちゃん訪問事業に申し込まれた世帯にプレゼントする、大原野野菜と引き換えることができる商品券の発行及び引換えに関すること。	令和6年4月1日	
215	伏見区役所	地域力推進室 企画担当	伏見区役所と京都文教大学並びに京都文教短期大学との連携・協力に関する包括協定	京都文教大学・京都文教短期大学	伏見区の向島を中心とした南部エリアでの「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能なまちづくりに向け、協働で取組を推進	・地域主体のまちづくり・担い手育成・生涯学習の推進 ・子育て支援・健康長寿の推進 ・地域の文化・産業・観光の振興	令和2年3月9日	
216	伏見区役所	地域力推進室 企画担当	伏見区役所と京都府立京都すばる高等学校との連携・協力に関する包括協定	京都府立すばる高等学校	伏見区の向島を中心とした南部エリアでの「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能なまちづくりに向け、協働で取組を推進	・地域主体のまちづくり・担い手育成・生涯学習の推進 ・子育て支援・健康長寿の推進 ・地域の文化・産業・観光の振興	令和2年3月9日	
217	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり担当	安心・安全情報の放送に関する協定書	株式会社京都リビングエフエム	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動」の取組の一環として、地域の安心安全情報（防犯、防災、地域福祉、子どもたちの安全確保、交通安全等）を地域住民に周知することにより、伏見区民の安心安全の確保に寄与し、「安心安全で、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまち伏見」の実現を目的とする。	・地域の安心安全情報の放送に関すること	平成30年10月11日	
218	伏見区役所	子どもはぐくみ室	森永乳業株式会社と伏見区役所との連携協定	森永乳業株式会社関西支社	地域ぐるみで子育て支援を推進し、子育てしやすい地域づくりに寄与するために協定を締結。	・地域ぐるみの子育て支援に関する事項 ・妊産婦及び子どもの健康増進に関する事項 ・食育の推進に関する事項 ・その他、両者が協議して必要と認める事項	令和7年3月19日	
219	伏見区役所	子どもはぐくみ室	株式会社創味食品との連携協定	株式会社創味食品	地域ぐるみで子育て支援を推進し、子育てしやすい地域づくりに寄与するために協定を締結。	・地域ぐるみの子育て支援に関する事項 ・妊産婦及び子どもの健康増進に関する事項 ・食育の推進に関する事項 ・その他、両者が協議して必要と認める事項	令和8年3月10日	
220	伏見区役所	子どもはぐくみ室	京都生活協同組合との連携協定	京都生活協同組合	地域ぐるみで子育て支援を推進し、子育てしやすい地域づくりに寄与するために協定を締結。	・地域ぐるみの子育て支援に関する事項 ・妊産婦及び子どもの健康増進に関する事項 ・食育の推進に関する事項 ・その他、両者が協議して必要と認める事項	令和8年3月12日	
221	深草支所	地域力推進室まちづくり担当	「深草いいトコ・体感プロジェクト」の推進に関する協定	タカラサプライコミュニケーションズ株式会社（旧社名:大平印刷株式会社）	深草で「見る・買う・食べる・体験する」に関する情報の発信と参加型の体感事業を実施するなど、地域住民の域内サービスの利用を促進するとともに、域外からの来訪を促進する「深草いいトコ・体感プロジェクト」を相互に連携して推進する。	・ウェブサイト「デジスタイル京都」特設ページにおいて地域情報の記事を掲載するとともに記事と連動したツアー等を実施 ・地域住民や事業者、学生に対し記事作成の講座を実施するなど地域情報の発信者の担い手を育成 ・地域ライターの育成	令和6年4月1日	

222	深草支所	子どもはぐくみ室	京都市伏見区役所深草支所、大平印刷株式会社、特定非営利活動法人京都子育てネットワークとの「E－TOKO深草」子育て応援プロジェクトのさらなる推進に関する協定書	タカラサプライコミュニケーションズ株式会社(旧社名:大平印刷株式会社)、 特定非営利活動法人京都子育てネットワーク	子育て世代に向けた情報の発信と、地域店舗における子育て応援の機運醸成などにより、深草地域の活性化と子育て世代の移住・定住促進を目指す、「E－TOKO深草」子育て応援プロジェクトを、相互の連携によりさらに推進していく。	（1）ウェブサイト「デジスタイル京都・E－TOKO深草」において子育て応援コンテンツを発信 （2）親子で安心して利用ができる「子育て応援店舗」を拡充し、利用を促進する「親子でおトクーポン」を発行 ~~（3）地域ライターの育成~~ （3）効果的な情報発信のための、子育て支援を行う施設や団体、支援者等のネットワークを形成	令和5年3月16日	
223	醍醐支所	地域力推進室 子どもはぐくみ室	「子ども遊び学び食堂・醍醐ネット」の創設に係る協定	伏見区社会福祉協議会、伏見区民生児童委員会、ダイゴ5レンジャー隊	醍醐地域のすべての子どもの健全な成長と学びを支えるため、地域で主体的で取り組まれる「子どもの居場所」の安定的な運営を支える。	・伏見区社会福祉協議会及び伏見区民生児童委員会は、最も身近な地域の支援者として子どもの居場所づくり及びその運営に主体的に取り組む。 ・ダイゴ5レンジャー隊は、子どもの居場所の運営に関する食材の調達等に協力するとともに、子どもの健全育成や社会教育に資する取組の実施に協力する。 ・伏見区役所醍醐支所は、事業の立ち上げや運営について、各機関の円滑な連携を図るとともに、NPO法人山科醍醐こどものひろばとの協力の下での運営等のノウハウの提供や、だいご地域活動応援隊による学習支援や相談相手としての支援を行う。また、小・中学校、子育て関係施設、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども育みサポーター、食育指導員等との連絡調整を行う。	平成29年6月24日	
224	消防局	予防部予防課	高齢者等の火災予防に関する協定	一般社団法人京都府訪問看護ステーション協議会	訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検等を行うことにより、特に火災の犠牲になりやすい高齢者又は身体に障害のある方で構成される世帯からの火災を未然に防ぎ、焼死者ゼロを目指した取組を推進する。	＜訪問看護ステーションの取組事項＞ 訪問看護を行うために訪れた高齢者等世帯において次に掲げる事項を行う。 ・火気使用状況等の点検及びその結果に基づく火災予防上必要な助言 ・住宅用火災警報器の設置状況の確認及び作動確認 ＜消防局の取組事項＞ ・（一社）京都府訪問看護ステーション協議会に対する研修の実施 ・高齢者宅における火災の発生状況等、定期的な情報提供 ・協議会から消防局へ連絡を受けた世帯に対する専門的な防火指導	平成29年9月14日	
225	消防局	予防部予防課	火災予防啓発の連携に関する協定	大阪ガス株式会社	連携・協力して住宅用火災警報器及び消火器の普及促進及び維持管理の啓発を通じた住宅防火の推進を図り、京都市民の安心・安全に資することを目的とする。	・住警器等の普及促進及び維持管理を啓発するための広報媒体の制作及び広報媒体を使用した火災予防広報 ・ガス機器の訪問販売、点検時における、可能な範囲での住警器等の設置・維持管理状況の確認及び設置・交換の啓発 ・住警器等の設置状況（設置率、販売個数等の数値データに限る。）に係る相互の情報提供	令和1年8月30日	
226	消防局	北消防署	駅コミュニティボードの運用についての覚書	京福電気鉄道株式会社	京福電気鉄道株式会社が、嵐電等持院駅にコミュニティボードを設置し、観光客や沿線住民に緊急時の避難場所や安全・防災・防犯等に係る地域情報をお知らせする。	観光客や沿線住民に緊急時の避難場所や安全・防災・防犯等に係る地域情報をお知らせする。	平成31年3月14日	
227	消防局	東山消防署	地域連携・協力に関する協定	京都女子大学	東山消防署と京都女子大学が連携・協力し、人材や知識、情報などの資源を活用して、人材育成及び東山区の安心安全を推進することを目的とする。	防火行事での演奏や広報媒体の作成デザインなど。	令和7年7月24日	
228	消防局	右京消防署	駅コミュニティボードの運用についての覚書	京福電気鉄道株式会社、右京区役所、右京警察署、常盤野自治会連合会	京福電気鉄道株式会社が、嵐電の7駅（撮影所前～龍安寺）にコミュニティボードを設置し、観光客や沿線住民に緊急時の避難場所や安全・防災・防犯等に係る地域情報をお知らせする。	観光客や沿線住民に緊急時の避難場所や安全・防災・防犯等に係る地域情報をお知らせする。	平成30年3月9日	
229	消防局	伏見消防署	伏見消防署と株式会社京都リビングエフエムとの地域安全のための報道要請協定	株式会社京都リビングエフエム	地域の安全情報に関して、伏見消防署が株式会社リビングエフエムに対して随時情報提供を行い、また、それら報道要請を受けて、可及的速やかに広報を行うもの。	・報道機関に対して情報の提供を行う ・放送機関を通じて情報提供を行う。	平成27年5月12日	
230	交通局	企画総務部営業推進課	地域活性化と公共交通振興に関する協定書	京都学園大学 （現：京都先端科学大学）	平成27年4月の京都学園大学京都太秦キャンパスの開設を機に、地下鉄をはじめとする公共交通の利用促進、地域の活性化、駅の賑わいの創出及び大学の教育・研究活動の充実のため、相互に連携・協力を行う。	・地域の活性化及びまちづくりの推進 ・公共交通の利用促進 ・大学の教育・研究活動の充実 ・駅のにぎわいの創出 ・その他甲と乙とが協議して必要と認める事項	平成26年4月28日	

231	交通局	企画総務部営業推進課	観光及び公共交通の振興に関する協定書	平安女学院大学	京都の観光振興や、地下鉄の更なる利用促進のため、市内で唯一の観光系学部を有する平安女学院大学と、相互に連携・協力を行う協定を締結し、地下鉄駅周辺の観光スポットやお店を紹介する情報誌の発行など、京都の魅力発信や地域活性化につながる取組を官学連携で推進する。	・京都観光の振興 ・公共交通の利用促進 ・大学の教育・研究活動の充実 ・地域の活性化及びまちづくりの推進 ・駅のにぎわいの創出	平成27年3月25日	
232	交通局	企画総務部営業推進課	「企業連携プログラム」に関する京都市交通局と立命館大学映像学部および立命館大学大学院映像研究科の覚書	立命館大学映像学部 立命館大学大学院　映像研究科	立命館大学映像学部等の「企業連携プログラム」と連携し、授業で地下鉄・市バスのPR動画を制作	交通局事業の効果的なPR動画の制作	平成30年4月12日	
233	交通局	企画総務部営業推進課	京都市交通局×嵯峨美術大学×一般社団法人ツーリストシップ3者連携事業「ツーリストシップニュース」の制作に係る協定書	嵯峨美術大学 一般社団法人ツーリストシップ	京都市交通局、嵯峨美術大学、一般社団法人ツーリストシップの3者が連携して、それぞれが持つ人的・知的・物的資源を活用し、ツーリストシップについて訴求性の高い周知啓発を実施	ツーリストシップの周知啓発に向け、京都市交通局が所管する媒体「交通局ニュース」を活用した「ツーリストシップニュース」を制作・掲出	令和6年4月1日	
234	交通局	自動車部技術課	「バスの駅」設置に関する実施協定書	株式会社サークルKサンクス　他 （現：株式会社ファミリーマート）	京都市交通局と株式会社サークルKサンクスは、双方のお客様の利便性の向上を図ることを目的として、京都市交通局のバス運行管轄内にある停留所に隣接するサークルKサンクスのコンビニエンスストアを対象として「バスの駅」を設置する。	・バス接近表示器やベンチ・テーブルなど「バスの駅」の運営に必要と認められる設備の無償提供 ・設備設置に必要な用地・施設等を無償供与	平成27年7月7日	同じ内容の協定をほか23件締結
235	上下水道局	総務部お客さまサービス推進室	電力スマートメーター通信網を活用した水道使用量の自動検針の実施に係る協定	関西電力送配電株式会社	インフラ事業全体のコスト合理化、検針・保守業務の効率化・高度化、サービスの更なる向上等を目的として、当局の水道使用量の自動検針の導入に当たり、関西電力送配電の電力スマートメーター通信網を活用した共同検針の実施に向けて、必要な事項を定めるもの	・電力スマートメーター通信網を活用した水道使用量の共同検針の実施に関すること	令和8年2月27日	
236	上下水道局	経営戦略室	京都市上下水道局伏見営業所跡地における社会福祉法人京都老人福祉協会の事業に関する基本協定書	社会福祉法人京都老人福祉協会	相互に連携することで、事業計画に基づく事業の円滑化を図り、もって、地域の介護等福祉の向上に資する。	・施設の設置 ・施設の管理運営等 ・事業の履行	平成30年3月16日	
237	上下水道局	技術監理室監理課	京都市と関西電力株式会社との脱炭素社会の実現に向けた取組推進に係る包括連携協定	関西電力株式会社	幅広い社会課題の解決に向けサービスプロバイダーへの転換に取り組んでいる関西電力㈱と、京都市上下水道事業における脱炭素の取組を更に加速させることを目的とする。	・上下水道事業における脱炭素に向けた調査・研究に関すること。 ・上下水道事業における再生可能エネルギーの安定調達等に向けた調査・研究に関すること。 ・上下水道事業全般における新技術推進・研究に関すること。 ・その他、相互に連携協力を行うことが必要と認められること。	令和6年5月22日	
238	教育委員会事務局	総務課・生徒指導課	覚書	佛教大学	学びの場である学校の児童生徒及び教員の諸問題と子ども及び若者が抱える教育環境問題に対して連携協力して研究に取り組む	教員、研究者、学生が連携して、学校における諸問題に対する解決策を模索し、実際の教育現場で提案・実施する。 研究者及び学生が、現場の教員が抱える悩みや課題を聴き取り、その対応を学術的な視点から考察する。	令和8年2月27日	
239	教育委員会事務局	指導部学校指導課 多文化共生教育・社会連携担当	京都教育懇話会規約	学校法人立命館、株式会社堀場製作所　等	京都の産学公とメディアで組織された「京都教育懇話会」設立にかかる規約。社会総ぐるみでお互いの立場や地域の壁を越え連携し、次世代教育、人づくりの場として、具体的な支援策や参画のあり方を探り、新たな教育モデルの構築と併せ、その成果を全国に発信することを目的に活動している。	・京都教育懇話会の実施(年４回程度) ・京都２１世紀教育創造フォーラムの実施	平成20年5月29日	
240	教育委員会事務局	指導部学校指導課 多文化共生教育・社会連携担当	京都芸術教育コンソーシアム行動宣言	京都市立芸術大学、京都精華大学、京都芸術大学、嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学、成安造形大学、京都美術工芸大学　等	大学と小・中学校が連携した芸術教育の推進，京都ならではの芸術教育の普及・発展，芸術創造都市・京都の創生に向けた提言・発信を目的として，芸術系五大学と京都市・京都市教育委員会及び小・中学校研究会が「京都芸術教育コンソーシアム」の設立について共同で署名したもの。	・加盟大学・機関による連携協議会の実施（年３回程度） ・大学と小・中学校による共同研究「京都芸術教育研究事業」の実施 ・京都芸術教育フォーラムの実施 ・京都子どもアート探検ラリーの実施	平成24年8月6日 ※第2次行動宣言：平成27年11月21日	

241	教育委員会事務局	指導部学校指導課 多文化共生教育・社会連携担当	京都市教育委員会及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センターの連携に関する協定書	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センター	児童生徒等の多様な学習機会の創出や教職員・研究者の交流等に関する連携協定を締結。	・小・中学校への出前授業の実施 ・所有する知的資源等を活用した共同での教材研究	令和6年2月9日	
242	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	覚書	立命館大学	立命館大学、京都市教育委員会及び京都市立日吉ケ丘高等学校が、相互の人的・知的資源の交流・活用を進め、その教育の充実・発展を図ることを目的に覚書を取り交わしたもの。	・大学の連続講義プログラムへの参加等、学習機会の提供 ・上記プログラム受講者の内、5名については「高大連携特別推薦入学試験」の受験資格を有するものとする。	令和4年11月17日	
243	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	覚書	立命館大学	立命館大学、京都市教育委員会及び京都市立開建高等学校が、相互の人的・知的資源の交流・活用を進め、その教育の充実・発展を図ることを目的に協定を締結したもの。	・大学による、高校に在籍する生徒を対象とした連携講義等による学習機会の提供 ・高校卒業者の大学入学受入れ制度導入の検討 ・委員会による、大学生に対する高校等での授業見学や施設利用の機会提供 ・大学、委員会、高校の教職員相互の交流、協働研究	平成18年6月13日	
244	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	教育連携協定書	佛教大学	佛教大学、京都市立開建高等学校及び京都市教育委員会が、教員養成のために実施する事業の連携協力を目的に協定を締結したもの。	・高校が設置する「ルミノベーション科」の教育支援 ・大学による、高校が設置する教育学科の生徒の受け入れ ・大学の教育支援 ・教員相互の交流、研修	平成18年8月11日	
245	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市教育委員会と金沢工業大学の高大接続に関する協定書	金沢工業大学	産業界から求められる実践的な専門知識、技術及び技能を有する技術者育成のため、人的交流及び知的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、高大接続による技術者教育の発展に寄与することを目的とした連携協定。	・京都工学院高校のプロジェクト型学習「プロジェクトゼミ」の共同研究 ・京都工学院高校における、金沢工業大学による教育委員会の教職員研修の受け入れ ・京都工学院高校における、金沢工業大学による特別講義の実施 ・技術者教育の教育効果を検証する協議会の共同設置	平成27年6月22日	
246	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市教育委員会と産業能率大学との教育交流に関する協定書	産業能率大学	高度な専門知識、技術及び技能を有する人材育成のため、人的交流及び知的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実・改善を図り、中等教育および大学教育の発展に寄与することを目的とした連携協定。	・京都工学院高校を中心とした京都市立中学校、高等学校における生徒が主体的に学ぶための授業手法「アクティブラーニング」の共同研究 ・教育委員会の要望による、産業能率大学の出張講義、講演会、高大連携事業への教職員や学生等の派遣 ・相互連携による教育に関する情報交換、教育連携の研究、教育効果の検証、その他双方が協議し合意する教育交流	平成27年6月22日	
247	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	龍谷大学と京都市教育委員会との連携協力に関する協定書	龍谷大学	龍谷大学と京都市教育委員会が、京都の学校教育のさらなる充実や教育上の課題解決に向けて、人的交流及び知的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、相互の教育活動の充実及び発展に寄与することを目的に、包括的な連携協定を締結する。	(1)児童生徒及び学生に多様な学習機会を提供すること (2)学生に教育現場を体験する機会を提供すること (3)学生による児童生徒の教育活動への支援・協力に関すること (4)教員の交流・研修に関すること (5)大学が認める施設の利用について (6)その他教育に関し必要と認める事項	令和3年3月2日	
248	教育委員会事務局	指導部学校指導課 教育ICT化推進	新聞教育推進協定	株式会社　京都新聞社	同社の新聞記事や派遣していただく人材を活用することにより、児童・生徒等の言語活動の充実・コミュニケーション能力の向上を図り、本市教育の発展に資することを目的に締結した協定。	・「京都新聞掲載」の明示をすることで、著作権等に係る事前了承の手続きをせずに、新聞記事を活用した授業や教材作成などを行うことができる。 ・記者を含めた新聞教育の推進に適切な人材を学校へ派遣していただき、それぞれの体験・識見に基づき、記事を活用した授業や教員研修会などを教員と連携して行う。 ・学校が授業で活用する京都新聞を購入する場合、別に定める学校教材価格を適用する。	平成23年1月25日	
249	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市教育委員会及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所との包括連携に関する協定書	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	教育及び産業支援の分野において、連携協力を推進することにより、生徒のものづくり技術の向上や科学的思考力・表現力の育成及びキャリア意識の涵養を図るとともに、京都ならではの伝統産業と先進技術を活用した活動及び産業振興に資する研究開発の充実・発展に寄与することを目的とする。	(1) 生徒の教育活動への支援及び協力に関すること。 (2) 産業振興に資する研究開発の諸課題に対応した調査研究の実施に関すること。 (3) 職員の交流及び教員の研修に関すること。 (4) 甲及び乙が有する施設の利用に関すること。 (5) その他、教育及び産業振興に資する研究開発に関し必要と認める事項。	令和5年3月14日	
250	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市教育委員会とBASE株式会社との連携に関する協定書	BASE株式会社	京都市立高等学校の生徒が夢を描き、未来を悠々と歩めるよう、起業家精神やキャリア意識の涵養、デジタル社会で必要な資質・能力の向上等に資する教育活動を実施するとともに、教職員の資質・向上を図り、京都市の教育全体を高めることを目的とする。	(1)　市立高校の生徒の教育活動（消費者教育や実社会に根差した学習等）に関すること (2)　市立高校の教職員を対象とした研修の実施及び啓発に関すること (3)　その他の活動は、双方協議のうえ実施する。	令和5年5月17日	

251	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市教育委員会及び京都大学高大接続・入試センターにおける高大連携に関する協定書	京都大学高大接続・入試センター長	京都市教育委員会と京都大学高大接続・入試センターは、高等学校における教育の充実を図り、大学教育及び研究への理解を深め、変化の激しい時代において新たな価値を創造していく力を育成することを目的として協定を締結したもの。	・市教委が主催する高大連携事業について，必要に応じて協力する。	令和4年11月1日	
252	教育委員会事務局	指導部学校指導課多文化共生教育・社会連携担当	京都市教育委員会及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所の連携に関する協定書	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所	環境・SDGsに関する教育・研究・社会貢献活動におけるパートナーシップの強化を図り、講座やカリキュラム開発、教職員の研修会等での環境教育分野における連携を強化し、総合地球環境学の構築を目指す。	・近隣の本市立学校への出前授業の実施 ・教職員向けの交流研修	令和6年10月25日	
253	教育委員会事務局	指導部学校指導課多文化共生教育・社会連携担当 京都まなびの街生き方探究館	株式会社ビズリーチとの生き方探究（キャリア）教育に関する包括連携協定	株式会社ビズリーチ	変化するキャリア観や最新の企業動向を把握する株式会社ビズリーチと連携することで、研修等を通じて、教職員が労働やキャリア観に関する最新の知見を学ぶとともに、児童・生徒向けの学習機会の提供を通じて、「生き方探究（キャリア）教育」の充実につなげる。	・本市教育委員会主催の教員研修の実施 ・本市立学校教員研修への出前授業 ・本市立学校児童・生徒向けの出前授業の実施	令和8年7月9日	
254	教育委員会事務局	指導部 生徒指導課	ライオンズクラブ国際協会３３５－Ｃ地区（京都・滋賀・奈良）と京都市教育委員会との連携協力に関する協定	ライオンズクラブ国際協会335－Ｃ地区（京都・滋賀・奈良）	児童生徒・保護者等を対象とした教育相談の実施及びその普及啓発	同左	令和3年4月14日	
255	教育委員会事務局	体育健康教育室	京都市、オイテル株式会社及び龍谷大学との連携協力に関する覚書	オイテル株式会社、龍谷大学	生理用の無料提供機器を活用した生理用品の提供と月経等に関する知識や情報、相談窓口等の周知啓発等をとおして、児童生徒等が月経等の心身の発達について正しく理解し、適切な対応がとれるようになることを目的として、緊密な相互連携のもと協働する。	・京都市立学校への生理用ナプキンディスペンサーの試行設置に関すること。 ・ディスペンサー附属のデジタルサイネージを活用した、性に関する啓発等に関すること。	令和5年3月29日	
256	教育委員会事務局	体育健康教育室	京都市・株式会社otta・一般社団法人京都市特定局長協会との見守りサービスの運営に関する連携協定	株式会社otta、一般社団法人京都市特定郵便局長協会	本市立小学校(小中学校の前期課程含む)の児童を対象に、子どもの居場所を確認できるシステム「otta見守りサービス」を順次導入していくことについて、スマート見守りプラットフォームの開発・運営を行う株式会社otta、一般社団法人京都市特定局長協会及び京都市の3者で連携協定を締結するもの。	・本市は、本市立小学校（小中学校前期課程含む。）の保護者に対し、otta見守りサービスを行うとともに、学校に見守りスポットを設置するなど、環境構築に協力する。 ・株式会社ottaは、見守りサービス提供に必要な環境を構築し、希望する保護者に対し無料・有料のサービスを提供する。 ・京都市特定郵便局長協会は郵便局長のネットワークを活かして、地域における見守りスポットの設置・増設交渉等、見守りサービスの提供について支援を行う。	令和8年3月18日	
257	教育委員会事務局	生涯学習部 施設運営担当	大谷大学との連携協力に関する協定書に基づく京都市生涯学習総合センターにおける生涯学習講座の実施に関する覚書	学校法人真言宗大谷学園大谷大学	大谷大学と京都市教育委員会は、平成１８年１月２６日に両者が締結した協定書の趣旨に準じ、京都市生涯学習総合センターにおける生涯学習講座の実施に関して、相互の人的・知的資源に関する提供について連携協力し、地域に根ざしたさまざまな教育や生涯学習の充実・発展を図る。	年１回、京都市生涯学習総合センターにおいて開催される「特別講演会」事業に講師を派遣し、生涯学習に資する講演会を実施	平成29年9月1日	
258	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	「学生ボランティア」学校サポート事業に関する協定書	京都産業大学　他	学生ボランティアの派遣	同左	平成15年5月2日	同じ内容の協定をほか145件締結
259	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	相互の教育の充実・発展に資することを目的とした包括協定書	立命館大学　他	相互の教育の充実・発展に資すること	同左	平成15年6月2日	同じ内容の協定をほか31件締結

260	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の運営に関する京都市教育委員会と連合構成法人との協定書	国立大学法人京都教育大学、学校法人京都産業大学、学校法人京都女子学園、学校法人京都橘学園、学校法人光華女子学園、学校法人同志社、学校法人ノートルダム女学院、学校法人佛教教育学園、学校法人龍谷大学	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の運営に関して、相互に連携協力してその具体化を図り、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。	同左	当初：平成19年6月15日 最新：令和8年3月31日	
261	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の運営に関する京都市教育委員会と国立大学法人京都教育大学との協定書	京都教育大学	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の運営に関して、相互に連携協力してその具体化を図り、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。	同左	当初：平成19年6月15日 最新：令和4年3月31日	
262	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	連携協力校指定に関する協定書	京都教育大学	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育課程に関して、相互に連携協力してその具体化を図り、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。	同左	当初：平成19年6月15日 最新：令和4年3月31日	
263	教育委員会事務局	青少年科学センター	株式会社村田製作所と京都市による次世代育成のための包括連携協定	株式会社村田製作所	株式会社村田製作所と京都市がSTEAM教育を通じて次世代を育成するパートナーとして連携することを目的とする。	・目的を実現するため、株式会社村田製作所は京都市に本協定の有効期間にわたり年間１千万円の寄付を行う。 ・京都市は当該寄付を踏まえて京都市青少年科学センターの展示場及び各種体験事業等を充実、発展させるものとする。 ・株式会社村田製作所と京都市は、次世代育成に資すると認められる事項に関することについて、相互に必要な助言や支援等を行う。	令和5年3月24日	
264	文化市民局 教育委員会事務局	①動物園 ②青少年科学センター	京都市動物園・京都府立植物園・京都水族館・京都市青少年科学センター包括交流連携協定	京都府立植物園・京都水族館	交流連携事業実施のため、包括連携協定を締結したもの	・かけがえのない生態系に関する事業連携 ・次世代への京都の自然環境の継承及び体験・啓発 ・幅広い情報発信と職員交流の推進	平成28年3月20日	
265	教育委員会事務局	総合教育センター教員養成支援室	インターンシップ実習生派遣に関する協定書	京都華頂大学	学校インターンシップ実習生の派遣	同左	平成27年1月23日	
266	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	立命館アジア太平洋大学と京都市立紫野高等学校との連携協力および推薦入学制度に関する協定書	立命館アジア太平洋大学	同大学の各種説明会への参加、APUアカデミック・ラボ、キャンパス体験企画等の高大連携協定プログラムの実施、相互の教職員、学生および生徒の派遣、受け入れおよび施設設備の利用等、さらに、推薦入学制度の創設についての協定書を締結。	令和6年度には「APUスタディツアー」（10/3～5）を実施し、生徒14名が大学を訪問し、学生との交流やワークショップ等を実施	令和3年4月1日	
267	教育委員会事務局	指導部学校指導課 高校教育担当	京都市立芸術大学と京都市立美術工芸高等学校との包括連携に関する協定	京都市立芸術大学	大学と高校が包括的連携のもとに教育・研究及び芸術文化の分野で相互に協力し、それぞれの教育の振興及び地域の芸術文化を基軸としたまちづくりの振興と人材育成に寄与することを目的に締結。	(1) 教育内容及び教育方法に関すること。 (2) 教育・研究に関すること。 (3) 学習支援に関すること。 (4) 授業、実習、課外活動等における高大連携の円滑な推進に関すること。 (5) 教員の研修に関すること。 (6) 地域社会のまちづくりに関すること。 (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。	令和6年1月19日	